

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 5 年 3 月 会 議

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 5 年 3 月 7 日 (火曜日) 午前 10 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 一般質問について
日程第 3 議案第 57 号 個人情報保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備について
日程第 4 議案第 58 号 洞爺湖町職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
日程第 5 議案第 59 号 洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 6 議案第 60 号 洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例の一部改正について
日程第 7 議案第 61 号 洞爺湖町火葬場条例の廃止について
日程第 8 議案第 62 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 9 号)
日程第 9 議案第 63 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 10 議案第 64 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
日程第 11 議案第 65 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 12 議案第 66 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 13 議案第 67 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 5 号)
日程第 14 議案第 68 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算 (第 5 号)
日程第 15 議案第 69 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算
議案第 70 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算
議案第 71 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算
議案第 72 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 73 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算
議案第 74 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算
議案第 75 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～ 日程第 15 まで議事日程と同じ

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|----------|-----|-----------|
| 1番 | 越前谷 邦夫 君 | 2番 | 大久保 富士子 君 |
| 3番 | 篠原 功 君 | 4番 | 大屋 治 君 |
| 5番 | 立野 広志 君 | 6番 | 五十嵐 篤雄 君 |
| 7番 | 千葉 薫 君 | 8番 | 今野 幸子 君 |
| 10番 | 石川 邦子 君 | 11番 | 板垣 正人 君 |
| 12番 | 大西 智 君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|-------------|----------|-----------|
| 町 長 | 下 道 英 明 君 | 副町長 | 武 川 正 人 君 |
| 総務部長 | 高 橋 秀 明 君 | 経済部長 | 若 木 涉 君 |
| 洞爺総合支所長 | 佐 野 大 次 君 | 総務課長 | 野 呂 圭 一 君 |
| 企画防災課 長 | 佐々木 勉 君 | 税務財政課 長 | 藤 岡 孝 弘 君 |
| 住民課長 | 後 藤 和 郎 君 | 健康福祉課 長 | 高 橋 憲 史 君 |
| 健康福祉センター長 | 末 永 弘 幸 君 | 観光振興課 長 | 田 仁 孝 志 君 |
| 産業振興課長兼新型コロナウイルス対策室長 | 原 信 也 君 | 環境課長 | 仙 波 貴 樹 君 |
| 上下水道課 長 | 篠 原 哲 也 君 | 庶務課長 | 兼 村 憲 三 君 |
| 農業振興課 長 | 片 岸 昭 弘 君 | 洞爺湖温泉支所長 | 金 子 信 之 君 |
| 会計管理者 | 金 子 真 優 美 君 | 教育長 | 渋 川 賢 一 君 |

| | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 管理課長 | 高橋謙介君 | 社会教育課参事 | 角田隆志君 |
| 社会教育課長 | 原美夏君 | 代表監査委員 | 山口芳行君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|------|----|-------|
| 事務局長 | 佐藤久志 | 書記 | 阿部はるか |
|------|------|----|-------|

| | |
|-----|------|
| 庶務係 | 木村暁美 |
|-----|------|

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、5番、立野議員、6番、五十嵐議員を指名いたします。

◎一般質問について

○議長（大西 智君） 日程第2、一般質問を行います。

本日は、3番、篠原議員、1番、越前谷議員の2名を予定しています。

初めに、3番、篠原議員の質問を許します。

3番、篠原議員。

○3番（篠原 功君） おはようございます。3番、篠原功です。

通告の順に沿って質問をさせていただきます。

まず一つ目ですが、令和5年度予算編成と保育所の新築並びに給食センターの増改築の基本設計について、この件について、執行方針の中では詳しく述べられておりますし、いろいろ細かいことについてお尋ねしたりとか、また確認したり、そんなことも含めてちょっと質問をさせてもらいたいなと思っています。

今回の執行方針、まず最初に、執行方針の中身をずっと読ませていただきました。大変新しい事業も随分入っていて、うまくまとめられているのかなと思う反面、ここままずっと行ったら、基金も取り崩して、財政も破綻に近くなるのかななどと、逆にそんなような懸念もしながら見させていただきましたが、町長は去年改選で、今回新しい1年間の予算編成ですから、そういった面ではやむを得ないのかなというか、逆に頑張っているなど、高く評価もしたいなと思っています。そんなことの中から、指摘したい部分もありますものですから、若干この場で質問させていただきながら確認もしてみたいなと思っています。

まず一つ目ですが、執行方針で詳しく述べられているわけですがけれども、特に留意したこと、また組み込めなかったことを、予算の中でどうしてもこの中に取り入れられなかった今年度の関係も含めて、もしありましたらその辺の苦労話も含めてお尋ねします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、篠原議員から、冒頭、執行方針について述べていただきました。

まさしく私の今回の本格予算編成でございます。

そういった中で、施策、昨年いろいろな公約を掲げさせていただいた中で、すぐ直近でできること、またできないこと等も、順次先送りしていかなければいけないというのもあるかと思います。まずは今年一年、本当に一步一步進めていく観点の中で、役場の中で予算編成を組ませていただいたところでございます。

令和5年度予算、町長就任後初めて本格予算として町民生活の充実を第一に、子育て支援の充実、そしてまた道路等のインフラ整備、各種産業の振興、教育、文化、芸術など、第2期洞爺湖町まちづくり総合計画に掲げる主要事業を着実に進めることを基本方針として予算編成をさせていただいたところでございます。特に、私のオリジナルの政策と同時に、やはり基本となる第2期洞爺湖町まちづくり総合計画との整合性、そしてまたお互い補完していきながら、編成をさせていただいたところでございます。

こうした中、子育て支援の拡充については、子どもたちの未来のための投資でありまして、また、子育て家庭への支援は、働く世代の転出を止め転入につながる移住支援策として政策にも掲げたところでございます。出産祝い金や高校生までの医療費無料化の拡大、また保育所・保育料の完全無償化、また高校生通学費等助成の対象地域の拡大など、過疎債、ふるさと納税寄附金を財源として予算計上させていただいたところでございます。

また、新保育所複合化施設に係る設計費、移住・定住、空き家対策として、住まいる中古住宅支援事業補助金を新たに創設し、住宅取得に係る支援なども新規で計上させていただいたところでございます。

予算編成上、財政調整基金のほうで2億2,000万円を財源補填のために繰入れし、大変厳しい財政状況ではございますが、事業の実施に当たっては、中期財政計画により持続可能な財政運営を図ってまいりたいと思います。

このような観点から、先ほど冒頭ご質問ございました、組めなかったというところはなく、全般的に網羅させていただいたところでございます。今後ご審議していただく中で、どうぞご審議のほうよろしく願いますところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 篠原議員。

○3番（篠原 功君） ありがとうございます。

今回の執行方針の中で、また、この後予算審議もありますので、この関係について、中身について、また予算の中で詳しく聞きたいと思っておりますが、できるだけ無理せずに今後も執行に当たって、確認しながらやっていただければありがたいものだなと思っております。

次に参りたいと思います。

実は、今回、保育所と給食センターを質問に出していますが、教育の施設等については、教育委員会というのはもともとお金がなくて、財政課のほうから予算の打合せをしながらやっていくので、お金のことについてはなかなかうまくいかないのではないかなど、かねがね私はその関係で見ていたものですから、今回、特に基本設計が盛られていました。

給食センターもしかりですし、特に保育所の関係については、入江と本町の統合、そして

また複合化施設などという話もありまして、私は経済の委員会ですから、たまたま総務委員会のほうに資料が渡されたようでありまして、机の上に上がっていたので、この辺見ましたら、もう工程表まで上がっているのですね。

その中で、何点かちょっと気になることがあったものですから質問するのですが、基本設計の中で早いうちに発注したいような工程表があります。この工程表を見ると、基本設計して、その後すぐに実施設計に移るみたいな話もありますけれども、この辺一般的にいうと、基本設計に回すと業者に丸投げしているような形になります。そうすると、その後、例えば設計変更するとか、ここをこうしてほしいとか、ああしてほしいということになると、なかなか予算から何からみんなかかってきますから、概算が基本設計の中で出てきて、その後に個別に具体の費用が積算されてくると思うので、その辺になってくると基本設計がベースで、実施設計になるまでに希望というのはほとんど出てこないと思うのですよ。

それで、特に職場で働いている、例えば保母とか、そういった職員の意見というのはほとんど通ってこないような気がするので、それでその辺含めて、どうなってくるのかも含めて、ここに記載しています今回のカーボンニュートラルの関係、これはどのようなのか、例えば屋根にソーラーつけるとか、ちょっとした吹き抜けにして採光、太陽光で明かりを取るとか、そういったことも含まれるのかどうなのか、その辺も含めて、今考えておられることについてお尋ねをして次に進んでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 保育所設計に関する具体的な中身でございます。

総務常任委員会のほうでも資料提供させていただいてございますが、令和5年度に基本設計を発注して、設計をつくる中でいろいろ地域の方、現場の方々、利用者の方々、いろいろな方たちでの意見交換を行いながら進めていきたいというふうに考えてございます。

その中で、カーボンニュートラルの点についてでございますけれども、ゼロカーボンシティ宣言をした町でございますので、基本的にはカーボンニュートラルの視点を持ちながら進めていきたいという形で考えております。

具体的な内容につきましては、議員今ご指摘のあった太陽光パネルとかといったこともあろうかと思いますが、設計の中で、現場の意見とか先進地の事例を踏まえながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 篠原議員。

○3番（篠原 功君） それで、まずそういうことで分かりましたけれども、このスケジュールを見ると、4月から6月の間に発注するようになっていっているようでありましてけれども、昨日の質問でもありましたけれども、具体はまだ決まっていないような気がするのですけれども、この段階でどのくらいまで、いろいろな意見とか、それから、例えばここに書いています3番目に入りますけれども、機動性とか安全性とか、間取りや遊具とか機器とか、備品の配置とか、そういったものを含めて、木造にするのか鉄筋にするのかとか、屋根は雪の関

係でその辺もどういった勾配でどういうふうにするのかとか、中の床はどうなるのか、壁はどうなのか。

私は、少なくともこういう時代ですから、保育所などというのは児童の数がしょっちゅう変わってくるので、小さい間取りはするべきでないと思います。できるだけパーティションで仕切るとか、それから柵も移動できるようにするとか、床とか壁とかは木にするとか、全体的に木と取り入れたりして、優しいといいますか、ふだん子どもたちに害にならないようにといいますか、特に最近アレルギーだとか花粉症とかありますから、そんなものに配慮する換気扇なんかも花粉に対応できるようなものもありますし、冷房と暖房が兼用の器具とかを使うとか、その辺もやっぱり考えながら基本設計の中に盛り込むような仕組みにすべきだと思うのですけれども、そういった考え方というのはいかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 議員おっしゃるとおり、小さな部屋を造るより広い部屋をパーティションで仕切れるというようなことは、私たちが今の段階では考えているところでございます。特に保育所と複合化する部分につきましては、稼働率を上げるというような形から、汎用性の高い造り方が必要なのかなというふうに考えております。

現場の声や先進地の視察で、どういったものが今現在使われているのか、幼児にとって安心・安全な材料は何なのかとか、使いやすい視点、そういった部分は基本設計の中で十分取り入れていく必要があるかなというふうに考えておりますので、当然、教育委員会内部だけではその辺の部分は分からない部分もございますので、町長部局の建築サイドとも協議しながら、現場の意見も入れながら、造っていききたいという形で考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 篠原議員。

○3番（篠原 功君） これは、保育所もそうですけれども、給食センターも同じだと思います。特に保育所については、いろいろ子どもに優しい、そしてまた職員は機動性が持てると思いますか、例えば死角をつくらないで、どこからでも目線で見えるようにするとかというのが大事なことだと思うので、その辺も配慮しながらやっていただければありがたいなと思っています。

もう一つ、協議会でも、私、指摘したこともありますけれども、今のさわやかな駐車場のところが通路になるような、今の計画では予定になっているようでもありますけれども、これは送り迎えの車が朝夕必ずあると思うのですけれども、今のままだと、なかなか動線が取れない、それで玄関先くらいにロータリーでも造って、車の安全性、特に送り迎えは日々あるわけですから、その辺は随分配慮しながら、職員の車は別としても、その辺の用地の確保とか、それから冬の積雪の状態で除雪ができるだけできるとか、屋根の雪が前に来ないようにするとか、その辺の配慮も十分気をつけながらやっていただきたいなと思っています。

職員の意見というのは、見ているとほとんど入っていないような気がするのですね。これは、保育所もそうですし、給食センターもそうですから、職員の研修、現場で働く人が一番、

日々気がつくことですから、先進地とか、特に最近では冷暖房の器具でも備品関係でも随分省力化の器具だとか、逆に利便性の高いといえますか、そういったものがあるわけでありますから、そんなのを十分に勉強、勉強といえども失礼ですけれども、先進地の視察をしてみるとか、そういったことで職員の意見も取り入れながら、取り進んでいただきたいものだなと思っていますので、その辺一言答弁お願いしたいなと思います。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） ただいま、非常に貴重なご意見、ご助言賜りまして大変ありがとうございます。保育所の建設、また給食センターの増改築に当たりましては、この後、住民の方々、また職員の方々とも何度もキャッチボールをしながら、その中で基本設計を進めていきたいと、まずは思っているところでございます。

実際、職員の声を生かすという点では、既に室蘭市において、新設の認定こども園が開設されまして、実際にそこをもう既に現場に職員が見に行っているといったような状況もあります。今後そういったような機会も増やししながら、また可能であれば、議員の皆様や町民の皆様にもそういった機会をつくりながら、いろいろな方のご意見をいただきながら、よりよい施設を造ってまいりたいというふうに思っております。

また、カーボンニュートラルの関係からいえば、実は国のほうで学校施設のほうで、新しい時代の学校施設検討部会というのが立ち上がっております、昨年度そのところから最終報告が出ております。保育所と教育機関とは違うのですけれども、大きくいろいろなヒントをいただけるかなというふうに思っております。

その中においても、脱炭素社会の実現に貢献するという点で、例えば屋根や外壁の高断熱化、またLEDなどとの高効率照明などの省エネルギー化、また太陽光発電の導入の促進、あと環境地域との共生の観点から学校における木材利用など、そういったような部分が非常に参考になる部分も出ておりますので、そういったところも一つの要素に加えながら、利用者目線、また働く側の目線、そして一方では公共施設の在り方やまちづくりといった視点を併せながら、設計実施のほうに向けて進めていきたいというふうに思っております。

このたびは、議員のこれまでの経験に基づく大所高所からのご助言を賜り大変ありがとうございます。教育委員会としましても、多額の費用を要する施設建設でございますので、いただきましたご示唆をしっかりと受け止め、町民の皆様から喜ばれるような施設建設を進めてまいりたいというふうに考えております。大変ありがとうございます。

○議長（大西 智君） 篠原議員。

○3番（篠原 功君） 大変すばらしい答弁をいただきました。ただいま述べられたそれらもろもろの形に向かって、後世に悔いの残らない施設ができるように願いますし、ぜひお願いしたいなと思います。よろしく申し上げます。

次に参ります。

二つ目、人口減少の対策についてであります。

町内ではどのような業種でも、最近では本当に働き手不足で苦勞しているというような話も

聞いております。そこで、町としてどのような対策を今考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

この前、経済常任委員会では、農協とか漁協とか、また観光協会とか商工会とか、所管事務調査で行って来ました。どこも大変働き手が不足していて、深刻な状況になるというようなことも聞いてまいりました。

何とか手だてをしないと、このままではせっかく、例えば観光一つ取っても、お客さんはいるのだけれども、人手がないので入れることができないなどということ、また漁協にしても、みみづりの時期になって、人がいないのでできないなどということも聞いておりますので、その辺どの業種にもよらず、何とか働き手を少しでも増やして確保できるような施策を町として取っていけないものかなと思って、今回質問しました。

その辺の考え方等について、現状等含めてお尋ねをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大西 智君） 原産業振興課長。

○産業振興課長（原 信也君） 働き手不足の関係ですけれども、まず現状について私のほうから簡単に説明させていただきます。

町のほうでは、労働者の確保対策としまして、ハローワークの求人情報や町内事業所の求人情報を役場本庁舎、洞爺湖温泉支所、総合支所の3か所に最新の求人情報を掲示しまして、また町ホームページへの掲載も行って求人をかけているところがございます。また、移住・定住を希望している方々から就労等の相談があった場合については、ハローワークの情報や商工会とも連携しながら情報の提供を行っているところがございます。

そのほかに、洞爺湖町も参画しております西胆振通年雇用促進協議会において、建設業の人材確保を目的に、建設機械のオペレーターを養成するための養成講習費用などの助成を行っているところがございます。

これから町としてどのような対策を考えているかということになると思うのですが、働き手の確保の問題につきましては、少子高齢化の影響によりまして、全国的に働き手が不足して問題となってきたところがございます。当町でも、職種によっては応募がなく、人員確保に苦慮している状況にもあります。

このような状況の中で、町としては、これまで行っている情報提供に加えまして、就労者を確保するためにどのような対策が効果的であるかなど、商工会など経済団体のご意見を聞きながら、今後の対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、課長のほうから答弁させていただきましたけれども、さらには、今、議員ご指摘の経済常任委員会の今回の所管報告も見させていただきましたけれども、少子高齢化による人手不足というのは大変顕著であろうかと思います。特に、温泉街の宿泊業、また水産業のほうも働き手不足と。水産業のほうは本当に1人に対して150万円から200万円

かかってくるというお話も聞いております。

先般、ゼロカーボンのシンポジウムにおきまして、数人の若手の宿泊の経営者の皆様とちょっとお話をさせていただいたときには、何とか外国人労働者も組み入れていく、例えば東川町とかはそういった事例があるのでということで、某大きな二つのホテルの経営者のほうからお話がございました。

そういった面では、今でも一定数の外国人が働いておりますけれども、技能実習だけではなく、いわゆる特定技能枠として、行政としても外国人労働の確保に向けて一定の仕組みづくりに官民挙げて、これは登別洞爺観光圏の中でもお話が出ている。必ずしも洞爺湖温泉だけではなくて、登別温泉もかなり人手不足ということがございますので、そういった点での外国人労働者、今も一定数おりますけれども、受入準備に対して労働が認められた在留資格などの基本知識も押さえて、外国人労働者受入支援体制を洞爺湖町だけではなくて観光圏も併せて取り組んでいければと、そういった形を考えております。

去年、コンサドーレの招待でバンコクのほうに、札幌と旭川の市長、そしてまた余市の町長と行ったのですけれども、その後、日本人学校にも視察をさせていただいたところでございます。数年間だけでも日本の文化を知りたいと。その中でビジネスを学んで、そこでまた自分たちがタイに戻っていくといった方たちも実際にいるので、そこも丁寧に併せて進めて、何とか登別洞爺広域観光圏の中でも枠組み、一つの町だけではなかなか厳しいところがございますので、連携を進めながら人手不足に対する解消の施策の一つとして取り上げていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 篠原議員。

○3番（篠原 功君） 働き手の関係については、一朝一夕で解決できる問題ではありませんので、この先、このことに留意しながら行政も進めていただいて、できるだけ町内のいろいろな雇用の解決に向けて努力してほしいものだと思いますので、よろしくお願いします。

次に、移住者やお試し移住体験の人とか、また長期滞在者などに対する住宅の確保について、町の考え方をお尋ねするわけですが、最近、都市部から田舎で暮らしたいので住まいを探しているという人たちがいます。特に、公営住宅のような長屋住まいは嫌だとか、ペットがいるのでペットと伸び伸び暮らしたいとかという人たちもいたり、場合によっては、行く行くは住まいを持ってそこで起業したいとか、農業やりたいとか、漁業に従事したいなどという人たちも結構います。

そういう人たちが、最初から、来てすぐそこに定住するということはもうほとんどないと思うのですね。そういう人たちはいろいろな町に行って、どこが一番自分に適しているのかなどと探しながら来ているわけですし、そういった人たちをより上手に取り込むような形にすると、先ほどの労働者不足なんかも多少解決できるのかなと思ったりもするので、ぜひお試し住宅なるものを幾つか、高級なものでなくて結構だと思います。

今、民間でも空き家とか何とか結構あるようでありますから、そういったものを上手に活

用しながら、町があっせんするとか、そしてまた季節的に雇用するような、例えば漁業でいうとホタテのみみづりの期間とか、農家の収穫の時期だとか、観光業者であれば夏のピーク時とか、そういったときに限定しながら、外国人の労働者でなくて、日本国内にいるそういう人たちの仕事のお試しということも考えられると思うので、ぜひそんなことにも取り組む必要があるのではないかと思うので、それぞれの業者の人たちと連携取りながら、町が音頭取るような形で、何とかできないものかなと思ってお尋ねするわけですが、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 原産業振興課長。

○産業振興課長（原 信也君） ちょっと暮らしの関係だと思います。

洞爺湖町では、従前より移住希望者や2地域居住を検討している方々に向けまして、ちょっと暮らし事業として、当町での生活体験を通して町のよさを感じ取ってもらいまして、移住後の生活イメージをつかんでいただくため、移住体験住宅を設置して行っているところでございます。ここ近年、コロナの感染対策で3年間休止していましたが、令和5年4月から再開できるよう準備を進めているところでございます。

移住体験住宅に関しましては、最長3か月まで滞在することが可能でございます。これまで移住体験住宅へ申し込みいただいた方々で長期の滞在者はおりませんでした。大体2週間から1か月以内の方々が多く、移住を考える判断基準として利用されているところでございます。

また、季節的な滞在ができる住宅の確保につきましては、空き家などが想定されますけれども、滞在期間を想定すると春から秋となることが考えられますので、利用期間が限定される中で活用できる空き住宅を確保することは、なかなか難しいのではないかというふうに思われますので、今後の課題として考えていきたいというふうに思っております。

また、令和5年度から住まいる中古住宅取得支援事業を実施する予定でございます。これは、中古住宅の利活用の促進を図りまして、移住・定住促進を目的として、町外からも子どもがいる世帯では最大50万円支援するもので、移住により町内の就労にもつなげてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 篠原議員。

○3番（篠原 功君） この関係については、今、担当者のほうから、積極性がないと言ったら失礼ですが、あまり期待の持てるような答弁ではありませんでした。ぜひ町としても、ホームページに載せるとか、町のPRを含めて、そういった募集、来なかったら来ないでやむを得ないと思いますけれども、やっぱり努力していかないと、積極的に外に向かってPRしていかないと、なかなか待っていても来ないのではないかなという気がしますので、この辺についても、ぜひ努力をしていただきたいものだと思います。

次に行きますが、地域おこし協力隊員のことについてお尋ねをいたします。

地域おこし協力隊、私はぜひ人数を増やして、聞くところによると、一つの町でかなりの

数で増員したりしているというところもあるようでありますけれども、人数だとか配属先とか、あと、ほかに制約があるのかどうかはまず一つ。そしてまた、今現在何人いて、この先の予定はどうなっているのか、それについてお尋ねします。

○議長（大西 智君） 原産業振興課長。

○産業振興課長（原 信也君） まず1点目の人数や配置先の制約についてでございます。

地域おこし協力隊につきましては、特別交付税で費用が措置されますけれども、その際には、人数や配属先などの制限はありません。洞爺湖町へ来る前の住所地に対して、地域要件があるところにつきましては交付税措置がされない地域が一部ございます。

また、現在、地域おこし協力隊につきましては、本年度、当初3名でスタートしておりますけれども、1名途中で辞めておりますので、今現在2名という形になってございます。新年度は、予算上は一応5名では見ておりますけれども、応募が多数必要であればその辺は協議してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 篠原議員。

○3番（篠原 功君） 私は、この制度というのはすごくすばらしい制度だと思うのですね。

3年間交付税で措置されて、町の持ち出しはないと。今、聞くところによると、あまり制限もないということでもありますから、移住・定住含めて、新しい人が来ることによってその町が活性化すると思いますし、ここに住んでいる人というのは意外と地元のことを知らないでよさが分からないと思うのですけれども、よそから来る人はいろいろな、いいところも、悪いところも指摘されてくると思うし、ある意味では刺激になると思うのですよ。起爆剤にもなるかと思うので。

私は、例えばの話ですけれども、ジオパークだとか今の縄文とか、ひょっとしたらそれに近いような社会教育の中でも取り込んでもらいながらでも、地域と一体になりながら子育ても含めて、そういう協力隊の人たちのガイドのアドバイスももらいながらといいますか、共に連携しながら新しい視点のまちづくりもすべきではないかなと思っているので、たくさんそういった人を入れながら、地元で育てていくという雰囲気をつくっていかないと、ただ雇用、雇用ということで、小間使いといったら失礼ですけれども、そのようなことで使うと町のイメージも悪くなるし、なかなかうまくいかないのではないかなと思うのです。

その辺について、町長の考え方がもしあれば、この先どのようにしていかれるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうから地域おこし協力隊のご質問でございます。担当課のほうからお話ありましたけれども、この制度というのは、確かに議員おっしゃるように、新しく来られる方も、また自治体も、非常に関係的にはいいのかなと。特に外からの視点を取り込んで新しい地域づくりということもございますし、少なくとも住民も増えてくると。そしてまた地域にとっては、隊員が住民になることによって新しい風を吹き込むと。そして

また隊員の熱意、行動が出てくる。

特に、お隣の町ですとか、隊員を卒業した後に起業する場合がありますし、そうではなくても、例えばフェイスブックでつながっている方などは、札幌にいても洞爺湖のことを思い出してということで何度も何度もそういった題材を上げていただいているということで、3年間の洞爺湖町での経験が糧になって、ファンになって、この町に根づかなくても、外に行くことによって、そこで種を植えて花が咲いてくるような形になってきていると思いますので、今、議員おっしゃったような、地域おこし協力隊については増員を含めて、またしっかり検討しながら取り組んでまいりたいと思いますけれども、特に地域に根差した様々な活動、今回もふるさと納税等に特化して地域おこし協力隊ということでも採用させていただいているところでございます。

今、議員おっしゃったように、北海道・北東北の縄文遺跡群並びにユネス・コジオパークに関しても、まだそこまでは関与していなかったのですが、今お話をいただいたことを十分知見として利用させていただきまして、活用のほうに向けて取り組んでまいりたいと思っております。

地域おこし協力隊というのは、大きな大きな私ども町にとっての財産になってくる人材バンクの一つとして、これからもしっかりと連携して取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 篠原議員。

○3番（篠原 功君） どうぞ、よろしく申し上げます。それでは、この関係については、これで終わります。

次に、議員の報酬について質問させていただきます。

この関係については、本来一般質問としてはなじまないのではないかなど、そんなことは十分承知の上でお尋ねをするわけですが、町長は、今まで議員としての経験者でありますから、どう感じておられるか、感想を述べるだけで結構でありますから、ぜひお聞きしていただきたいと思っております。

実は、私が今回何でこれを取り上げるかといいますと、平成18年、洞爺村と旧虻田町の合併で、当時、私は議長をしまして、合併協議会の報酬の審議委員の一人でありました。町3役とか特別職いろいろ様々、報酬をどのようにするかということで決めました。

町側のほうは旧虻田町側に全部合わせた報酬で決めました。審議会の委員等についても、同じくそのようにして高いほうといいますか、虻田町に合わせて決めたのですが、議員の報酬については、旧虻田町では19万5,000円、これはたしか平成10年以前だったと思うのですが、記憶たどってみてもないのですが、平成12年（2000年）の有珠の噴火のときには、19万5,000円でした。旧洞爺村では17万5,000円でした。それの中を取って18万5,000円の報酬にして推移しました。当時、議員定数は28名でしたが、1名欠員の27名で、在任特例で1年間発足し、この議場でやったわけでありまして、その後、議員の報酬についても全然審議も、また話もないままに今日に至っております。

私、今期で退任する決意でありますので、この問題を提起する機会がなかったものですから、あえてここで質問といいますか、事情をお話するわけでありませうけれども、報酬審議会というのは、もともと報酬見直し、上げるか、下げるかは別にして、理事者の3役の報酬含めて設置していただいて、そして報酬もさることながら、勤務評価もしてもらいたいと思っております。それは第三者に対してですね。そうすることによって、町の理事者は別にしても、議員も含めて緊張すると思っております。やっぱり労働の対価でありますから、当然その辺も含めて報酬といえども、そのような形の中で審議してもらいたいには、隔年でもいいし、また期內でもいいですから、ぜひ報酬審議会を設置していただいて審議をしてもらいたいと思っております。

今回は令和5年度の予算が決まっていますから、令和6年に向かって、この秋でも結構ありますから、ぜひ報酬審議会を設置していただいて、その中で検討していただくことも一つの方法かなと思って、この話題を提起しました。町長の感想、もしあればお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、篠原議員のほうからご質問いただきました。議員報酬の件でございます。

本来、一般質問の中ではなかなかそういった形で提案として、提案といいますかお話あったかと思いますが、私も議員を10年させていただきまして、まずは前段ですが、総務省の調べでは、令和3年度現在、地方議員というのは合計3万2,000人いるということでございます。都道府県議員のほうは2,600人、また市・区議会議員のほうは1万8,700人、町村議員のほうは1万800人ということでございます。

報酬の状況も調べさせていただきました。都道府県議員、いわゆる道議会議員も含めて47都道府県の平均の月額報酬というのが約82万8,000円でございます。また、北海道の市議会議員の平均月額報酬でございますが、これは約36万円でございます。ちなみに室蘭市議は月額報酬41万5,000円でございます。また、お隣の伊達市議に至っては31万6,000円という形になっております。あと、町村でいきますと、胆振・日高の日胆の議会でいきますと、トップが白老町議の20万7,000円ということで、新冠が20万5,000円、様似、新ひだかが20万円、隣の豊浦町議が18万2,000円と、壮瞥が17万9,000円ということで、今、議員ご指摘のとおり、本町としては18万5,000円という形で、これは、先ほど議員おっしゃったように、旧虻田町と旧洞爺村の間を取ったという、当時、篠原議員は議長ということでございますので。

そういった点では、総務省関係の統計では、働き盛りの人がなかなか町村議会に挑戦できないと。そしてまた、独身ですとか主婦、年金受給者、自営業者、高齢者が多い議会議員構成であると指摘されているところでございます。

私自身も議員としてこの議場で子育ていただき、10年間活動させていただきましたけれども、正直言いまして、広く議員活動していく中では、議員報酬としては少ないのかなと思っております。私は、議員活動しながらご縁がありまして観光施設ですとか、

またバス会社の正社員で勤務できたこと、これ自体運がよかったのかなと思っております。ただ、これでは広く様々な年齢層から志を持って、住民を代表する、意思を決定する、提言する、さらには執行機関を監視する議会に挑戦する人が少なくなることは、最終的に町民の不利益になると感じているところでございます。

平成29年、全国町村議会議長会におきまして、町村議会議員の報酬等の在り方検討委員会が設置されたところは承知しているところでございます。地域住民への説明責任を果たしながら、私の経験からいきますと、やはり月額議員報酬の増額だけではなく、それと別立の政務調査費を町村議会でも設けているところもでございます。

私も、議員時代に町村議会のセミナーにも出させていただきました。行ったときに何度も、必ず活動の中で政務調査費ということも出てきておりました。そういった点では、本町におきましても、幅広い世代が町政運営に関与できるといったインフラをつくる中ではよろしいのかなと思っているところでございます。

改選後の議員各位の動きを注視しながら、協力できるところは協力していきながら、今、議員からご提案ありました報酬審議会等も、改選後、議員のほうからいろいろなご提案があれば、町としても対応をしっかりと歩調を合わせながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 篠原議員。

○3番（篠原 功君） ありがとうございます。これで、一般質問を終わります。

私、今議会をもって議員を辞する決意であります。

今まで長年にわたって歴代の町長様、そしてまた多くの管理職の皆様をはじめ、職員の皆様にも大変ご指導をいただきありがとうございました。また、議員の皆様には、歴代先輩の方々も含めていろいろご指導もいただきましたし、また大変なご鞭撻もいただきました。町民の皆様にも数々の計り知れないほどのご厚意も賜りました。本当に感謝に堪えません。

これからの洞爺湖町がますますご隆盛で、そしてまた、この町がもっともっと発展することを祈念しまして、私の質問をこれで終わりたいと思います。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

○議長（大西 智君） これで、3番、篠原議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開を11時5分といたします。

（午前10時52分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午前11時05分）

○議長（大西 智君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、1番、越前谷議員の質問を許します。

1番、越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 1番、越前谷でございます。

ただいまから、通告いたしました案件について質問をさせていただきます。

脱炭素社会実現に向けた施策とエネルギー政策についてであります。通告は1件であります。第一部は脱炭素、第二部はエネルギー政策ということで、分けて質問させていただきます。

さて、今、地球温暖化によって、気象状況が非常に変革されております。降雨であるとか降雪等々も含めて、今まで降らなかったところにも大きな降雨がある、降雪があるという、そういう気象状況の変化があるわけでありまして。これは、そのことによって未曾有の災害も多く発生しているのと、今まで何十年も大きな災害がなかったのに、どうしてこのような災害が起きるのだろうかという、そういう不安を持つ国民の方々も多くいるわけでありまして。これはやはり地球の温暖化によって、そういう影響が出ていると言っても過言でないだろうと思います。

前浜の漁業を見ても、例えば磯焼けが発生しているのと海水温の上昇によって、漁業の在り方も見直さざるを得ないような状況になっております。それというの、北海道でとれなかった南国の魚がとれるようになったり、あるいはまた北海道でとれていた、例を挙げるとイカ、サンマ等々がとれなくなってきたという状況も、海水温の上昇によってそういう変化が生まれております。

私は、前浜のホタテ養殖漁業に与える影響というのはどうなのだろうな。当初、今から約五十数年前にホタテ養殖漁業が始まって、あの頃の気温、あるいはまた海水温というのは随分変わってきているなど。そのことによって、先ほど申し上げましたように、ホタテの養殖漁業というのは、従来どおりに安泰の道を歩むのか、そうではないのかなというような、そうではないのではないかなという懸念を持っている一人であるわけでありまして。

そこで、これからいろいろな質問をさせていただいて、理事者の見解を伺うわけでありまして、いわゆる脱炭素社会実現に向けて、世界が、あるいは日本国も、いろいろな戦略を持ってこれから進めていこうとしております。私に言わせると、健全環境社会の幕開けになってきたなど、こういう思いでいるわけでありまして。

それというの、理事者に見解を求めたいのでありますが、いわゆる洞爺湖町というのは、旧虻田町時代に伊達火発の関係でいろいろ町が二分された。本当に伊達火発を建設しても否か否かについて、それから理事者の手法等々によって、いわゆる町を二分するような戦いが余儀なく起こった。あるいはまた、そのことで町長リコールもあった町であります。

そういう町であったのですが、私もこれから申し上げますが、伊達火発が休止するというファクスで流れてきて、なるほどと思いました。1号機の運転開始は1978年11月、2号機の運転開始は1980年3月と。この頃は、議会においても、伊達火発を焦点に置いたいろいろな戦略の激論が進められて、議会と行政も切磋琢磨、あるいはまた保守、革新の間でも切磋琢磨の中で議論された記憶を今なお私は持っているわけでありまして。

それで、今まで伊達火発を創業して40年、今回休止となりました。それを聞いて、トップ

はどんな見解を持っていますか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 先般、北海道電力から伊達火発の休止ということの報告を受けたところでございます。その際、ここの地域のエネルギー事情という中で、伊達火発が担ってきた役割というのは大変大きいのかなと思っているところでございます。北電に対しては、旧虻田町でも、そこにあります水力発電所もございまして、これ自体は昭和5年にできたということで大変古いものでございます。

伊達火発についても、今、越前谷議員おっしゃったように、様々な構想の中で伊達火発ができてきたと。時代の流れの中で、今こういった資源高ということで高騰になってきている。また、お聞きしているところによると、修繕だけでも大変な金額がかかるということで、長寿命化もなかなかできないと、今、北電のほうで言っていると。そしてまた、このような形で財政のほうも大変だということで、今回、伊達火発の休止ということで説明されたということでは、経済的な事情等もあるのかなと思っているところでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） その程度の答弁なのかなと思っております。

伊達火発の第1号機が2023年11月に休止すると。今年の11月で休止。2号機は、来年の3月末で休止ということになりますね。

私は、なぜこれを取り上げたかということ、いわゆる私も、伊達環境権の訴訟を起こしました原告団の一員であったわけでありまして。120名いたわけでありまして、伊達火力が発電されたならば、創業された場合には各種の公害が出るだろうと。それで、そういう各種の公害発生が予想されるということで、我々は原告団として訴訟を起こしました。

その中で、亜硫酸ガスを主体とする硫酸化物であるとか、あるいはまた窒素酸化物、さらにはばいじん等の汚染物質、それと、これらの複合による大気汚染が発生するだろうと。併せて、健康被害、農業被害、漁業被害等々の環境悪化が予想されるということから、私どもは訴訟を起こしました。

それと併せて、先ほど申し上げましたが、温排水の被害が出るだろうと。これは、夏でも5度の排水が出る。冬季はどうかというと7℃の排水が出ると。こういう高い温排水が毎秒22トン、1日約190万トンが前浜の噴火湾に排水されているのですよ。したがって、漁場環境に種々の悪影響が出るだろうということも含めて訴訟を起こしたわけでありまして。

簡潔に申し上げますが、環境権の概念というのは、ここ大事なのですよ、これから脱炭素に向けても。環境権というのは、よい環境を享受し、環境の侵害に対しては、これを排除できるとする住民の権利、既に日照権や通風権、騒音に悩まされない権利などは裁判で確立されているわけでありまして。共に、これからの大事なのですよ、自然や生活環境を守り、維持する権利は、昨日も、法律も出ておりましたが、憲法25条で保障されているのは、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利として国民に保障されているのだよと。こういうことで私どもは環境権訴訟を起こしたわけでありまして。

それが、40年たったら、いや、50年たったら、あるいはまたその前の70年たったら、今度は脱炭素社会だと。今まで、せいぜい、それこそ公害をばらまいておいていながら、今頃になって、今度は脱炭素社会をつくっていかなければならない。先を読めない方々が世界も含めて非常に多いのではないかと。

時間の関係ありますから飛ばしますが、北電は、燃料高騰であるとか、あるいは物価の上昇等によって、6月から電気料の値上げを目指し国に申請している。大手10社のうち7社が電気料の値上げを申請していると。これ28%から45%ですよ、値上げ。ところが、北電の社長は藤井裕さんと言うのですが、どんなことをコメントしているかというのと、「泊原発が再稼働後は電気料金を値下げしますよ」と、こういうコメントをしているのですよ。

皆さんご承知かと思うのですが、泊原発の再稼働に対してアンケート調査等々行ったら、約69%の方々が再稼働賛成だというデータが出ているのですよ。ところが、これは裏を返してみると、電気料金がそんなに上がるのであれば、泊原発の再稼働もいいのではないのかという人がこういうパーセントに現れているのですよ。

何を言いたいかというのと、今までさんざんCO₂をどんどん出す企業を容認してきて、そして地球そのものが地球温暖化によっていろいろな気候変化が出てきたから、今度はこうしようというのは、ちょっと矛盾していませんかと自分は思っている一人であるわけでありませぬ。

私、なぜこういうことを言うかというのと、私は基本的に戦争と原発は絶対反対の立場なのです。これは誰が何と言おうとも反対です。戦争を賛成という人はいないだろうと思いませんけれども、原発については、賛否両論あるだろうと思います。私は反対の立場。なぜ反対なのだろうか。福島事故を見てください。これから何十万年も核のごみやら、そういう原発から出るごみ等々によって、ふるさとを逃れたりせざるを得なかった、そういう方々も増えてきているし、原発ゼロにするのには10万年もかかる。そんな危険な原発の再稼働を促進させるかのような今の政府のエネルギー政策ですよ、自分に言わせると。極めて懸念でならない。

かつて、時間の関係ありますから先に進みますが、函館出身のノンフィクション作家で五島勉という方がいました。これはご存じの方が多くいるのではないかなと思うのですが、この方がかつてどういうことを言ったかというのと「1999年に地球が崩壊する」と。これは空気、いわゆる粒子によって地球崩壊説が大きな話題を呼んだというのは、この場所にいる方々でもご存じかと思うのですが、そして、私のちょっとした書物の中に、格好よく書物と言いますけれども、私はこんなことを述べております。「経済最優先の文明の進化に、今回の新型コロナウイルスが逆襲しているのではないか」と。今までさんざん経済最優先にしながら、文明の進化を進めてきた。これに新型コロナウイルスが逆襲しているのではないかなという思いを持っている越前谷です。

そこで、前に進めさせていただきますが、今回、脱炭素先行地域として環境庁が指定しましたよね。これは12月の議会でもちょっと触れているのですが、当時、石狩市と十勝管内と

鹿追と上士幌町、これが環境省のいう脱炭素先行地域に指定されている。これに加えて、先日のお集まりあったところの資料を見て、自分も確認をさせられたのですが、今度、札幌市と奥尻町が入ると。やはりこういう環境庁も指定をしながら、たしか26か所だと思うのですが、指定をしながら、これから脱炭素先行地域として一生懸命事業を興しながらやっていくということであるわけでありませう。

そこで、みんなが認識を深めなければならないのは、脱炭素社会の実現に向けていくためには、何といても住民の参加がポイントになるだろうと。ただ行政だけが、「はい、宣言しました」と、今回1月に宣言しましたね、13日かな。ただそれだけでいいということにならない。本当は、宣言の手法が悪かったのですよ。自分は、総論は大賛成なのだけれども、ただ、10番議員の誘導質問がよかったせいか、即、「はい、1月に宣言します」と言ったから、ちょっとトラブったけれども、総論は賛成なのだよ。ところが、何といても脱炭素社会を実現していくためには、住民の総参加が必要だ。宣言するには、住民の総参加の中で宣言しなければならなかった。それはもう過ぎたことだからあえて言いませんけれども。

そこで、伺いたいのですが、住民を参加させる手法としてどんな手法を持っているのか、あるいはどんな計画を持っているのか、お聞かせください。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうにゼロカーボンシティ宣言について言及させていただいて、また先般1月13日にゼロカーボンシティ宣言をさせていただきました。当時、本町としては八十二、三番目だったのですが、昨日の道議会の予算委員会におきましては、鈴木知事がこれから140に増えるということで、この2か月間で一気に60ぐらいの市町村が宣言をしていくということが今日の新聞記事にも出ておりました。そういった点で、策定には当然お金がかかりますので、予算的なものも措置をしていくという準備をしたところでございます。

ご質問のありました町民の協働・協力をどのように得られるかということで、宣言ありきだけではなくてというふうに判断させていただきますと、まず脱炭素へ向けては、一人一人ができることをお示ししていかなければいけないのかなと思っております。

環境省によりますと、衣食住、移動など、私たちがふだんの生活の中で消費する製品、サービスのいわゆるライフサイクル、そしてまた具体的に製造ですとか流通、使用、廃棄等の各段階において生ずる温室効果ガスが日本のCO₂の排出量の約6割を占めているということでございます。

そういった観点から、町民の皆様には家庭からの二酸化炭素排出量の内訳の中で細かく見ていきますと、照明、家電製品などから32.4%と最も多く、次いで、自動車から22.7%でございます。さらには、暖房から15.9%、給湯から15.0%となっております。

町民の皆様には、生活の中でちょっとした工夫をしながら、無駄をなくして、環境負荷の低い製品、サービスを選択していただけるよう、こうした個人の生活様式に起因する二酸化炭素削減にも寄与するのかなといったところがございまして、あと、節電、節水、クールビ

ズ・ウォームビズですとか、気候に合わせた過ごしやすい服装による光熱費の節約、省エネ家電の導入、宅配サービスを1回で受け取るとか、暮らしに木を取り入れて植林や間伐等の森林の手入れに貢献とか、様々おうちで省エネといった、そもそも使う消費量を減らしていくといったところを今回指標策定の中に組み入れていきたいなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 今、取り組もうとしていることとか、一般質問の中でも明らかになっていますから、自分に対しては簡潔で結構ですから。

それで、もう一度我々の地域がどういう地域なのかというのを再認識する必要があるのではないかなと思うのですよ。今回の北海道の再エネ導入ポテンシャルと、自分、横文字あまり嫌いなのですが、これを見ると、これから議論されてくるでしょう、太陽光発電であるとかそういったのは北海道が1位なのですね。2位が千葉、3番目が茨城と。それと、風力はどうかということ、北海道が1位です。それから地熱発電、これは岩手県が1位で、2位が北海道、青森が3位ということになっています。

そこで、何を聞きたいかということ、認識し合わなければならないのは、洞爺湖町というのは本当に太陽光発電が可能なのか、風力発電が可能なのか、あるいはまた地熱発電というのは可能なかどうかということのを、分析しながら方向性を出さなければならないと思うのですよ。

私は、北海道の再エネ導入ポテンシャルということで、日本海側は風力ですよ。それから内陸部は太陽光発電、それからバイオマス、そして地熱ということになるのですが、洞爺湖町、この我々が住んでいるところはどれに当てはまるのかなと思ったら、ここは何と驚くなかれ、大消費地域なのですよ。一番それこそエネルギーを使って発電は不可能だと。後ほど、エネルギー政策のところ対策を述べさせてもらいますけれども、そういう地域であるということ認識し合わなければならない。それと併せて、今室蘭市あたりは余剰風力発電に力を入れていくということになっていますよね。それはそこその地域によってはそういう余剰風力発電に力を入れるところも出てくるでしょう。

ところが、この資料にも書いてあるようですが、日本の国というのは国土が限られていると、ほとんど海ですから。海を活用する余剰風力を拡大していくというのが政府の考え方でもあるのです。そうすると、余剰風力の法律があるのですけれども、ご存じですかね、環境課長。ないとするならば、結構です。分からないとするならば、結構。

余剰風力は、現在の法律では、沿岸から約12海里、22キロですよ、しか領域内で認められていないのです。今政府が考えているのは、2040年までに最大4,500万キロワットを目標に考えているようです。そうですね。だとすると、200海里ないと駄目なのです。200海里ということは、370キロ以内ですよ。

そこで、分かっている人は多いと思うのですが、よく北朝鮮からミサイル飛んできたと

いったら、我々耳に入れるのは、排他的経済水域といってEEZ、以内だ、外だということで随分議論されますよね。そうすると、先ほどの200海里で370キロということは、経済水域のEEZのところまでいかないと駄目なのですよ。

こういうことを我々も認識を深める必要があると同時に、事業者が再認識しなければならないと思うのは、法律でうたわれているのですが、海域利用期間というのは30年よりないのですよ。30年たったら、また変えなければならないということが明らかになってまいりました。

さて、そこで、あちこち行って申し訳ないのですが、令和5年度の執行方針を見て、若干予算書も見させていただきました。そうすると、地球温暖化対策実行計画策定ということで、予算は1,138万5,000円を計上するようであります。この事業というのはどんな事業なのかなというのと、それから、豊かなまちづくり推進事業補助ということで424万9,000円。これは森林環境譲与税を活用するのではないかなと思うのですが、この実行計画の策定を、簡単に。それから、豊かなまちづくり推進事業を考えているならば、簡単に、簡潔に答弁をお願いします。

○議長（大西 智君） 仙波環境課長。

○環境課長（仙波貴樹君） ただいまの質問でございます。

議員、先ほど来ご指摘のとおり、本年1月に2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を行ったところです。それを受けて、令和5年度の取組につきましては、再生可能エネルギー導入目標を策定したいというふうに考えてございます。

この事業では、2050年までの循環型脱炭素社会を見据えた再生可能エネルギー導入目標を策定するとともに、自然環境の保全、基幹産業である農林水産業、観光業をはじめとする地域産業の振興や防災・減災などの地域課題の解決を同時に図っていける再生可能エネルギー導入に係る事業モデルの将来像をこの計画の中で検討したいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸昭弘君） お話がありました、豊かな森推進事業の関係でございます。

これは、町内で植栽をした場合に、市町村が事業費の一部を補助するという制度でございます。北海道が市町村に補助する事業でございまして、68%に上乗せしまして、市町村が26%支援すると。そのうち、道が16%補助していただきまして、最終的に土地所有者が6%の負担で植林が可能というものでございます。支援のポイントは、植えて、育てて、切って、また植えると。森林資源の循環型モデルの構築を進める事業でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 今、簡潔に答弁いただいたわけでありましてけれども、実行計画を策定するに当たって、洞爺湖町と言ってもいいと思うのだけれども、何の事業をやっても一過性が多いのですよね。1回か2回やったら、さっと終わるとというのが、そういう町なのだなという認識を私自身は持っています。

なぜこういうことを言うかという、いわゆる温暖化対策実行計画を策定するのもいいですよ。いいですよ、これは。でも1回で終わるのではなくて、継続してできるような、そういう事業を興していかなければならない。それと、今簡単なのは、あまり金かけないでできるのは、CO₂をどうしたら削減できるかというのは、農業振興課長がお話したような事業が一番それこそCO₂を削減するのですよ。

それはどういうことかという、毎度申し上げておりますが、植栽をする。私みたいに加齢になってくると、そんなにCO₂を吸収するという事は、老木は駄目なのです。新しい若い木ほどCO₂を削減するのですよ。だとすれば、洞爺湖町としてこれから年次計画でやっていくのは、植栽ですよ、植栽。この植栽をいかに継続してやっていくかというのが、これからの洞爺湖町の環境問題やら脱炭素社会を実現するための大きな一助になるし、要因になると思っていますよ。

それと、植栽をすることによって、前浜のホタテ養殖事業にもプラスになると。これは前にも申し上げておりますが、当然なことに、前浜のホタテというのは植物性プランクトンを食べて大きくなる。動物プランクトンでは駄目ですよ、植物性プランクトン。そうすると、この植物性プランクトンも老木はあまり出さないのですよ。若い木ほど植物性プランクトンを排出する。ですから、洞爺湖町のこれからまちづくりを進めていくためには、いかに植栽豊かな、そういうまちづくりを進めていくかということがこれからの大きな、自分、下道町長に対しての応援団みたいだけれども、是は是、非は非ですから、僕はね。そういう町にしていけないと駄目ですよ、そういう町に。

それで、洞爺湖町は、これから1,138万円かけるとか、あるいはまた譲与税の424万円の持ち出し分をかけるとかということは大いに結構ですよ。それで、これから国としてもカーボンニュートラルということで、2024年から10年間、約150兆円かけると言っているのですよ。これはどういうことかという、官と民で投資をするというのですよ。企業も投資する、国も投資する。それで、150兆円のうちの20兆円は国債発行ですよ。借金ですよ、これも。借金を増やすということになるのですよ。だから、そういう国の取組の投資額であるとか、あるいはまた国の借金の額も、私どもは認識をしなければならない。

これから町政運営するには、まさにそうでしょう。地方交付税減額になったり、税収は伸びない、人口減少によっていろいろな課題が出てくる。それで、国の借金というのは1,255兆円ですよ。これはね、これからの若い方々やら、産声を上げる赤ちゃんたちも、借金を背負って、その借金を返済するのに汗水を流していかなければならないのですよ。そういうことも認識をしながら、そして洞爺湖町では計画をつくるということですから、若干他町でやっている取組を紹介させてもらいたいと思うのですよ。

室蘭市は、地域脱炭素社会実現に向けた取組ということで、いわゆる地球温暖化対策実行計画と。これは洞爺湖町も同じあれですよ。どちらが真似しているのか、いいことは真似して結構だから。それで、市内の中学生にゼロカーボンシティ検討チームを作らせたのです。これは、僕はすばらしいなど。やるべきことだなど、教育行政としても。これからふる

さを担う子どもたちですから。だとすれば、中学生によって、12人が参加したということなだけけれども、学校や施設に対してソーラーパネルを設置すべきだという、中学生がこれをまとめているのですよ。それから、節電において節電したならば、政策のところで言わせてもらいますけれども、節電するにはポイント制を作り、アプリの開発をしたらどうなのだと。これも中学生が言っているのですよ。それから、雨に頼らない農業ということで、室内農業で効率のよい生産ができるでしょうと。そのことも中学生がまとめているのですよ。それと、雪と氷を水力に変えていくエネルギー、いわゆる水素をどう作るかということですね。CO₂を削減しないのはアンモニアと水素でしょう。だとすれば、水素を作るエネルギー開発をするべきではないのかというのを、もう中学生が室蘭市長に答申をしているのですよ。

ですから、我が町も、教育長にも耳を傾けてもらいたいだけけれども、そういう脱炭素社会とか健全環境の地域社会をつくるとするならば、子どもの教育の一環として教育行政も真剣に考えて、そういう総参加の環境づくりの手法を積極的に取るべきだなど思っているのですよ。

それからもう一つ、時間の関係がありますから、札幌市は、先ほど申しあげました地域指定にされている札幌市はどういうことを取り上げているのかなと思ったら、気候市民会議というものを設立したのですね、札幌市の中で。市民代表が専門家を呼んで助言や解説を参考にしながら、脱炭素社会への提言をまとめて、市に気候変動対策に反映させたと。

こういうことは、もうとっくにやっているところはやっているのですよ。だから洞爺湖町としても、宣言を1月にしたわけですがけれども、こういうあらゆる手法で、これからやっばり脱炭素社会を実現するためには、どうしたらいいのかと。ただ机上で意見交換するだけでは駄目ですよ。デンマークがやっているように、行動をしなければ駄目だ。デンマークというのは、12月にも言いましたよね。脱炭素社会の先進国はデンマークですよ。そのデンマークあたりは、ただ議論するだけでなく、意見交換するだけでなく行動に移させなければ駄目だということを明言しております。

そういうことで、私は何点か申しあげました。理事者は、これから脱炭素社会を実現するために洞爺湖町としてどういう手法で取り組んでいくのかと。まさか、ただ宣言したから、それでいいということではないでしょう。宣言したからには、これから年次計画でやっばりかなければならないのは当然ですよ。これからが大変だと思いますよ。財源もかかる面も出てくるでしょう。

したがって、将来展望を見据えた脱炭素社会をつくり上げていくためには、住民の総参加が必要だと思うのですが、もう一度簡単に、どういう手法で1年目はこうやりますよ、2年目はこうしますよ、3年目はこうやっていきますよというような手法をお願いしたい。簡潔に。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 簡潔にということでございます。

まずは、デンマーク、今、議員ご指摘ありました、先般のシンポジウムにおきましては、駐日デンマーク大使のほうで基調講演をさせていただいて、まさしく今、議員おっしゃったように、北海道とデンマークが同じような地形と面積と人数体系もありまして、そういった点でのポテンシャル可能性があるということで、ご指摘を受けたところでございます。

年次計画等、今回、1月13日にゼロカーボンシティ宣言をさせていただきました。令和5年度はご案内のとおり、再生可能エネルギーの導入目標を策定していきますけれども、まさしく今、絵に描いた餅ではなく、議員がおっしゃったように、室蘭であれば子どもたちの意見を聞く、あるいは札幌市におきましては市民がしっかりと計画に対して素案を出して提案していくといったところもありますし、さらには事業者、特に洞爺湖町における事業者に対しても、例えば日商のCO₂のチェックシートの活用などを利用して、企業も巻き込んで取り組んでまいりたいと思っております。

まずは、策定をさせていただいて、その中で教育行政の教育長にも絡んでいただきまして、また商工会等も入れて、先ほどありましたような、農林水産業のメンバーとも組みしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 教育長、手を挙げるのが遅いようだから。

それで、先ほど何点か、こういう地域ではこういうことをやっていますよということは申し上げさせていただきました。さらに我々が考えなければならないのは、鉄鋼のスラグとって、鉄鋼の出たのを海に沈めて、海藻の再生を図る。海藻の再生を図るということは、これは木と同じで、海藻類もCO₂を吸収すると。そういう取組をやっているところがありますので、洞爺湖町もできないことはないのですよ。やろうと思えばいろいろなことをやれる。

この日本製鉄は、製鉄過程で生じた副産物であるスラグをいろいろなところに提供している。海藻を再生させる、二酸化炭素を吸収する。これは、留萌管内では増毛町、後志管内では泊村と古平がそういう実験を行っている。それから渡島でも鹿部がやっています。それから道外では宮城県の女川、それから三重県の志摩市、全国6か所で地元漁業と協力しながら、そういう補助申請もしながら、補助申請を考えながら、そういうこともやっているのですよ。

ですから、いろいろな地域で、自分たちの住む地域の中で何をどうやって、宣言するだけではなくて実際にやるのだよと。そういうものを打ち出さなければならない。ただ、宣言すれば補助金が入ってくる、そう思っている人もいるのですよ。でも、宣言したからには、みんなでやりましょう、みんなで。みんなで努力しませんか。その方向性というものを避けて通れないと思う。みんなでやる。

これは、自分が前から申し上げている、輪の力で、輪の力で洞爺湖町というのは脱炭素社会に指定しながら、こういう町を興しています、やっていますよというのは輪の力です。要請だけやっては駄目だ。議会だけでは駄目だ。住民だけではない。協働型で、輪の力で、そ

れこそ脱炭素社会を実現するのだという、みんなで意識を深めながら、実際に行動を移すということが今求められているわけであります。

時間が来たようでありますから、そういうことで、もう一度脱炭素で決意の一端を聞かせてください。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員からご指摘にありましたように、海藻等につきましては、12月議会のおきにもブルーカーボン、11番議員からもご質問ありましたように、漁業者とも連携を取りながら、そしてまた今回このような形で、町民一人一人が今まで以上に地球環境に強い危機感を持ってさらなるカーボンニュートラルの実現に向け取り組んでまいりたいと思います。

議員から今、ご指摘受けた様々な、特に学校教育も利用したり、市民の力も利用したり、また農業、漁業の皆様とも力を合わせていく、まさしく輪の力ということで、この輪の力をしっかりと肝に銘じながら、ゼロカーボンシティ宣言をした責任もありますので、これから策定をして、町民の皆様にお示しをしていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 脱炭素社会のことに関わって、学校教育の側面からですけれども、今回教育行政執行方針の中でも、一番最初にSDGs・ESDの推進ということで掲げさせていただいております。また、今回1月に宣言がなされたということで、このことを重く受けとめまして、各学校においては、環境教育という形で総合的な学習の時間で既に取り組んでいるところではございます。

ただ、今回この宣言が出たということを受け止めまして、校長会とも相談をしながら、体系的にできるものは何かといったようなことも働きかけてまいりたいというふうに思いますし、また、世界的な取組としてはユネスコスクールといったような取組もございます。そういったことも学校のほうに提案しながら、あとは学校現場でどういった形でやるかという部分については、現場の先生方の取組に委ねていく形にはなると思いますが、町長部局とも相談しながら、その辺のところを前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ここで休憩いたします。再開を午後1時といたします。

(午前11時57分)

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

(午後 1時00分)

○議長（大西 智君） 午前に引き続き一般質問を続けます。

1番、越前谷議員の質問から始めたいと思います。

1 番、越前谷議員。

○1 番（越前谷邦夫君） 今回の質問で、私は、特にエネルギー政策で理事者の見解を求めたいと思うのですよ。エネルギー政策ということになると、エネルギーを生産することだろうかと考えているのではないかなと思うのですよね。でも、自分のエネルギー政策というのは、生産するだけがエネルギー政策でない。いかにエネルギーの需要供給を削減するかというの、私はエネルギー政策であると思っていますのですよ。つくことで、生産するだけがエネルギー政策でない。洞爺湖町においては、特にいろいろな需要供給をどうしたら削減するか、それもエネルギー政策だと思っていますし、今回、特にその辺は答弁を求めたいと思うわけでありませう。

今いろいろと、洞爺湖町におきましても公共事業等々の在り方なども検討を深めているだろうし、先日の機構改革というのは、ぜひ私は前進してほしいなという思いを持っていました。それというのも、いわゆる行政の機構改革によってどうスリム化を図るのか、あるいはまた時代に沿った住民のニーズが多種多様かしているでしょうから、そういったこともやはり機構改革の一環として、そういう諸課題を解決していくというのが機構改革の在り方でありませうから、過日、私どもに人事異動の案内をいただきましたので、機構改革の関所は設けられなくとも、そういった方向でこれから職員の方々も努力されていくのだろうなと。

職員というのは、前に申し上げましたが、まちづくりの基礎であります。したがって、まちづくりの基礎の職員の方々がかどのような環境にしたならば、まちづくりを前進させる、あるいはまた飛躍・躍動させる町にできるエネルギーを出し合うのかなというのが、私は強く思っている一人であります。

そこで、洞爺湖町においては、ここにいる方々皆さんがご存じのように、例えば2040年までに人口が約4,000人近くになるのではないかと、こういうデータが出ているわけでありませう。そうすると、人口減少されてくるということになりますと、地方交付税の交付税率も変わってくるだろうなという気がするのですね。年々地方交付税の削減も責められてくるだろうと。それと逆に、支出の面で、今抱え込んでいる公共施設などの、例えば去年の秋にも副町長が答弁されているように、電気代だけで1億5,000万円かかっている。今回のウクライナへのロシアの侵攻によって、物価が上がったり、あるいはまた消費されるそのものも大きな影響が出ているということからいけば、今回の執行方針も出され、あるいはまた予算書にちょっと目を通してみると、光熱費が非常に増大しているなというのが分かります。

そうすると、洞爺湖町においてもエネルギーというものをどう考えているのかと。私は、これからの地方自治体として、この町が存続していくためには、ある程度エネルギーを確保するという手法も取らなければならないのではないかなと思っています。先ほど申し上げました日本海は風力、そして北海道の中心部等々においては太陽光発電であるとか地質であるとかということになって、この周辺は、先ほども申し上げたように、大消費地であるということでありませうが、これからの地方自治をどう確立していくのか、自治体をどう存続させていくのかということ、人口減少もしかし、産業構造も極端な大きな変化はあり得ないだろう

と思います。

そういったもろもろのことを考えると、私は、行政として公共施設の在り方というものを積極的に見直す必要があるのではないかと考えています。今、将来の時代にそぐわない公共施設というものが潜在しているのではないかなと思っています。私は、この議会の場で何度も申し上げておりますが、平成の合併というものがありません。しかしこれからは圏域ということで、政府あたりも考えているのは、圏域で地方自治体を確保していくという、そういう方針になってくるだろうと。今、隣接の市町を見ていると、どの町にも同じ施設がある。そういう時代ではなくなってくるだろうと思います。

何を言いたいのかというと、今の公共施設を確保していくということになれば、地方自治体そのものもエネルギーを生産するという考え方に転化しなければならないのではないかと、そういう思いもあります。それはどういうことで転化するのかというと、洞爺湖町の特質性、あるいはまた洞爺湖観光のある洞爺湖を持っている町として、風力発電を留寿都方面に建設するといったならば、ロケーションに合わないということから反対の声が上がって、それによって中止をせざるを得なかった。その考え方もよく分かります。そのご意見というのもよく分かる。

考えられるのは、温泉あるから地熱がどうなのかなと思う人もいるかも知れないけれども、温泉の利用の供給状況を見ると、地熱発電というのも、地域では温泉街であるから考えられるけれども、洞爺湖温泉の温泉利用組合との、これは批判ではないですよ、自分が受け止めている実態を話しているのですが、地熱は無理だろうと。すると、太陽光発電というものが出てくるのではないかと。理事者の頭の中にも、当然これから、先ほど3番議員が申し上げたような、例えば複合型の施設を造ると言ったならばどうあるべきか、こうあるべきかと、議論ありました。全くそういう検討する余地があると思うのですよ。

ところが、太陽光発電はよしとしてでも、太陽光発電の建立したところ、設置した場所というのは、草木が生えないのですよ。生えても少ない。ということは、そういうものを造ることによって、午前中に話したように、若木がCO₂を多く吸収するということも逆発想になってくるのではないですか。

だけれども、これからの自治体をどう存続させていくかとする、できるだけ公共施設で使う電気を生産するというところに力を入れていくべきだというのが一つ。逆に、将来の町の人口の在り方等々見て、あるいはまた交付税措置の減額なんかも打ち寄せてくるでしょう。そういったことを考えてみたならば、今の公共施設の見直しを積極的にやっぱりやるべきだなと思っています。そぐわない施設、あるいは存在できない施設などもたくさんあると思っています、自分は。

そういったことに思い切っただけを切っただけでいかないと、この洞爺湖町は持ちませんよ。今の公共施設の、簡単に申し上げますが、去年の9月の質問で明らかになっておりますように、副町長が答弁しました、今の電気料は約1億5,000万円だと。ところが、ウクライナへのロシアの侵攻によって、また物価の高騰だとか等々含めると、大体4,500万円ぐらいがアルフ

ァになるだろうと。正確的に幾らかは予算になれば分かりますけれども、そうすると約2億円近いお金が人口減少していながらも、地方交付税等も減額になってくるのが分かりつつも、今の公共施設の全箇所を確保しておくというのは、私はできなくなってくるだろうと。そういうことを確保することによって、例えば少子化対策だとか、高齢者対策に力を入れなければならないことができなくなる。必ずやしわ寄せが来る。

したがって、今の町政の間で精算できるものを精算できるというのと、抜本的に将来のまちづくりにとってそぐわないような施設というのは、何らかの方法で消えていくような方法を考えなければならないのではないかなという気がするのですけれども、ここまで申し上げてどうお考えですか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからございました、造るだけではなく、減らしながらオフセットバランス、全く議員のご指摘はもっともだと思っているところでございます。

公共施設における省エネ設備の導入や施設自体の縮小、廃止など、ハード面における対策にも積極的に取り組んでいかなければならないと思っております。実現可能な範囲で関係ある削減目標を設定していかなければいけないですし、特に、少子化になって人口減少になっても行政サービスが低下してはならないと思っておりますので、今ご指摘ございましたように、西胆振の広域の連携の中でそれを進めていかなければいけないと。

また、庁舎や学校等の公共施設、そしてまた上下水道等の公衆衛生施設、住宅等の建造物の寿命も長くなって、今更新すれば、まさしく2050年には利用される可能性も高くなりますので、そういった点でのビルド・アンド・スクラップ、集中しながら公共施設の連携を進めていければと思っております。ご指摘ももっともだと思います。ありがとうございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 今答弁あったように、これから圏域的にとか広域的に、自治体がどうあるべきかというのは、方向性を見出していかなければならない。これは、同じことをやって同じことを歳出していくとなると、どこかに必ずやしわ寄せ来ますよ。入ってこないのを出すのですから。基金を切り崩すとか、あるいはまた起債を起こすということは、今の若者や子どもたちに借金を押しつける手法ですよ。これは絶対あってはならない。ですから、あまり営業は得意ではないけれども、プライマリーバランス等々も考えて、どうあるべきかということは、行政の皆さん方のプロ集団で速やかに方向性を出すべきだなと思っております。

それで、先ほどエネルギー政策で申し上げると言って、北電のことにちょっと触れさせてもらいました。皆さんご承知なのでしょうかね。北電で出している環境家計簿というのは、分かっていますか。さすがあれだな。環境家計簿というのがあるのですよね。

環境家計簿というのは、当然なことに二酸化炭素の排出量が即分かるようになっているのですよ。だから、自分の自宅でどのぐらいCO₂を出しているのか、どの公共施設がCO₂を出しているのかというのも、この環境家計簿で分かるのですよ。そのことも、先ほど申し上げているように、これからの年次計画の中でこういったものをしっかりと町民のほうに理

解できるような、そういう活動というのを強化するべきだと思っているのですよ。これは決して中傷誹謗ではないですよ。ただ、参考にあなたの自宅は年間このぐらいのCO₂を出していますよと。こうすることによって、何%のCO₂を削減することができますよというような情報を共有し合って、そしていかにCO₂を削減できる策を講じるかというのが、今の町政に求められていることではないのかなと思うのです。環境家計簿、間違っていないと思うけれども環境課長、簡潔に。

○議長（大西 智君） 仙波環境課長。

○環境課長（仙波貴樹君） ただいまの北海道電力の環境家計簿については、これは北電のホームページ上で誰でもアクセスして、使った電気使用量に応じて、また北電側も月々によって使っている燃料ですとか、調達コスト、また使用量といったものも全て加味して、月ごとに排出量が同じ使用量でも変わっていくというようなものが簡単に誰でも確認できますので、これについては、我々環境課としても積極的に町民の方々にアナウンスして、自ら排出した二酸化炭素の見える化を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 洞爺湖町は、高齢者率は大体44%になったのかな。そういうお年寄りの方々というのは、なかなかCO₂を、北電で家計簿を出しているから、それを見てくださいと言っても無理ですよ。したがって、これは中傷誹謗ではないですよ。あなたの家ではこのようなCO₂を排出していますよと。こうこうこういうことをやることによってCO₂を何%削減できますよという住民意識を向上させるためにやるべきだなどと思っているのですよ、自分は。ぜひその辺は、住民とCO₂に対する共有、脱炭素社会の実現に向けて取組の共有というものは取らなければならないと思っていますので、ぜひ、今、課長が言ったようにお願いを申し上げたいなと思います。

今、自分は本当に横文字駄目なのですよね。ナチュラル・ビズ・スタイルということをやったって踊っておりますけれども、これはどういう意味でしょうか。総務課長かな。

○議長（大西 智君） 野呂総務課長。

○総務課長（野呂圭一君） ただいまのナチュラル・ビズ・スタイルはどういったことかということですが、こちらは、職員が年間を通じてノーネクタイでの勤務をすることで、働きやすく、業務上のストレスが軽減されるとともに、省エネ対策や節電対策にもつながるというものでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） そのとおりなのですよ。それで、クールビズとウォームビズの統合したのがナチュラル・ビズ・スタイルなのですよね。今まで自分もクールビズ、クールビズと、それこそ冷房もたいていないのにクールビズなのかという思いだけより持っていませんでした。自分も勉強不足で。ところが今、課長が言うように、ナチュラル・ビズ・スタイルということで取り組んでいる箇所が何か所かあると思うのですが、課長どうですか。

○議長（大西 智君） 野呂総務課長。

○総務課長（野呂圭一君） 近隣の市町では、室蘭市、登別市、伊達市、壮瞥町、豊浦町が取り組んでおります。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 何だか最近随分勉強していますね。そうなのですよ。北海道のナチュラル・ビズ・スタイルということ、ちょっと読んでみますけれども、第5期道の事務事業に関する実行計画において、温室効果ガス排出量の削減目標を定めており、ゼロカーボン北海道実現に向けた省エネルギーの取組として庁舎内における冷暖房の設定温度の管理及び執務室における働きやすい服装を励行するとしています。

令和4年度からクールビズとウォームビズの取組を統合してナチュラル・ビズ・スタイルを導入して、職員一人一人が判断して、これは強制ではないということですね、判断して省エネルギー、節電を強く意識をした働きやすい服装で執務を行うことを年間通した取組として実施いたしておりますと。

私も、クールビズが終わると、明日からネクタイかよと。ここにいる部課長の方々を見ると背広着てばんと来ると、高級官僚の出勤だなと思うぐらいの感覚で見えるのです。何か近寄りたがたい。ところが住民の中でも、夏場のクールビズにしたならば、随分職員とのコミュニケーションも深まるよねという声もあるのですね。ないわけではない。

だから、これから洞爺湖町を大きく飛躍して躍動させていくとするならば、あるいはまた少子高齢化、高齢者対策、生活困窮者等の生活を守るまちづくりなど進めていくとするならば、職員と住民とのコミュニケーションを深めるような服装等々も考えるべきではないのかなという気がするのですね。

したがって、私は思うのですけれども、洞爺湖町もこのナチュラル・ビズ・スタイル、何が何でも、どの場所でも、こうしてくれということではなくて、場所、場所によってはネクタイを外部との関係もあってしなければならぬことがあるでしょう。それはそれとして、一人一人の判断として、こういう姿勢を、体制を構築していくというのも省エネルギー対策ではないのかなという気がするのですよ。何が何でもネクタイしなければ駄目ですよということではなくて、そのときの仕事の量も、仕事の範囲内も、恐らく決まっているでしょう。明日来たらなこうやる、ああやる、そういったときには、場合によってはノーネクタイでも執務を取ることができる、場合によってはいろいろな接触だとか、あるいはまた別な自治体に行って意見交換するとかというときはネクタイをしていくとか、そういうことも考えた中で、ぜひナチュラル・ビズ・スタイルというのはどうかという気がするのですよ。

それで、こんなことも道のホームページでも出ているのですね。この間、議会の事務局の方をお願いして打ってもらったのですが、北海道環境生活部環境局気候変動対策室というところで出だしているのですね。それにおいては、オフィスにおける効果の大きい省エネコードをということで、照明はどうあるべきか、空調はどうあるべきか、機器はどうあるべきかと、いろいろ書いていますよ。それから、日々のメンテナンスや省エネコードの積上げも大

切ですということで照明はこうあるべきだと。

洞爺湖町も以前から3階の廊下とか、教育長の部屋も昼休みは消灯していますよね。そういったことをそここの箇所とか、住民もそうすることによって、何度も言いますがCO₂の削減にもなるし、これがエネルギー政策ですよ、私の言う。ただ生産するということがエネルギー政策ではない。いかにそれこそ、その町に合った削減、コストを下げるかというの、私はエネルギー政策だと思っているのですけれども。

先ほどから頭縦に振っているからね、これをやるのだなという思いを持つのですけれども、どうなのですか。実行しますか、実施しますか。実施しないとするなら、何が原因でしないのか、それをお聞かせください。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからございました、ナチュラル・ビズ・スタイル、いわゆるクールビズ、そしてまたウォームビズ、合わせた形になっておりますけれども、まさしく今、ご提案ありましたように、職員と町民とのコミュニケーション、先ほど言いましたフォーマルであるとかフォーマルでないとか、そういった中で気さくに声をかけていただく、そしてまた実際には省エネと。再生だけではなくて、オフセットしていく、減少させて、バランス取って、増やしていくという点では、これはもう積極的に前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 今、決意の一端を述べたようですが、それは、私はそのようになってほしいなという一人です。そうすることによって、午前中からもやった脱炭素対策だとか、社会を実現するためにどういう行動を取るのか、事業計画を持つのかということのもの、意識が変革されたり、意識が向上されないと、それは不可能ですよ。

それから、申し上げておきますが、この脱炭素社会というのは、今日からいろいろ打ち合わせして事業を実施したからといって、すぐ成果が出るということではないと思います。洞爺湖町だけの問題ではない。

しかしながら、何といたっても、宣言した町として、よく言われるように環境問題で、それこそサミットもあった町として、少なからずや洞爺湖町は、こうこうこういうものをやりながら省エネ対策をやっているのだと、脱炭素社会に向けて努力しているのですよと全国にPRするような、ぜひそういう手法を取ってもらいたいなと思います。

そのことによって、またよそからいろいろ視察団が多く来て、また職員も困るかもわからないけれども、困るような、いい面で町にしてもらいたいなと思うのです。そういうことをしながら、予算の関係で耳打ちされた部分もありますから、10分置きまして、私の質問を終わらせていただきます。

頑張ってください。お願いします。

○議長（大西 智君） これで、1番、越前谷議員の質問を終わります。

本日の一般質問は、これで終了いたします。

引き続き、一般議案に入りたいと思います。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第3、議案第57号個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書の2ページをお開き願いたいと思います。

議案第57号個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備について。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

本条例提案の趣旨でございます。

このたび、国と自治体などにおける現行法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報保護の所管を個人情報保護委員会に一元化することにより、個人情報の保護とデータ流通を両立させること及び国際的制度調和を図ることを目的とした法律の改正が行われ、これまで別々に行われていた国や地方自治体と民間の運用を法律で一元化し、統一した取扱いとするものでございます。

現行の洞爺湖町個人情報保護条例において定められている規定が、改正後の個人情報の保護に関する法律の規定とほぼ同様であることから、同条例を廃止し、法律により条令事項とされている個人情報開示請求に係る手数料の規定整備、また法律に基づく個人情報の審査会請求を所掌する機関を他の条例に規定するなど、関係条例の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料によりご説明をさせていただきたいと思いますので、2ページ、3ページ目をお開きください。

第1条関係、洞爺湖町情報公開・個人情報保護審査会条例です。

第2条の定義です。

個人情報保護条例の廃止により、第2号を削除し、第4号の実施機関に「洞爺湖町情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行う機関」を加え、併せて各号の繰上げを行うものでございます。

第3条、所掌事項では、洞爺湖町個人情報保護条例を廃止することに伴い、諮問の根拠法令を条例から法に改正をしてございます。

続きまして、3ページ。

第2条関係、洞爺湖町手数料条例でございます。

個人情報保護に関する法律第89条第2項に規定する個人情報の開示請求に係る手数料を新たに追加するものでございます。開示手数料は、複写等に係る実費相当を徴収することとし、行政不服審査法の開示手数料と同様の扱いとして、第31項を加え、他の項の繰下げ

を行うものです。

続きまして、4ページの第3条関係、洞爺湖町特定個人情報保護条例でございます。

第2条の定義では、第1号に実施機関を規定しておりますが、洞爺湖町個人情報保護条例の廃止に伴い、条例からの引用を個別の規定に改めるものです。第39条の適用除外等の規定は、個人情報保護条例の廃止に伴い、不用となる規定を削除するものです。

再度議案に戻っていただきまして、3ページの中段をご覧くださいと思います。

第4条で、洞爺湖町における個人情報保護に関する運用は、法律の規定に基づくこととし、洞爺湖町個人情報保護条例を廃止するものでございます。

最後に附則でございます。

第1項の施行期日、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2項、経過措置、施行日の前までに洞爺湖町個人情報保護条例の規定により行われた開示請求等に係る経過措置を定めてございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 今説明をいただきましたけれども、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備ということで提案されました。今、提案説明の中で、冒頭、改正された個人情報保護法と洞爺湖町の個人情報保護条例がほぼ同様の内容であるという説明が冒頭で話されたわけですが、本当にほぼ同様なのかどうかということも含めて、これから3点にわたって、この内容について伺いをしたいと思います。

1点目には、個人情報保護法は、第1条から第85条までありまして、その後に附則がついています。行政自身がこれをしっかりと見ているかどうかということもあるのですが、1点目には、保護法の第1条にあるように、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであるとして、個人の権利、利益の保護は、個人情報保護の適切かつ効果的な活用や、効果的な活用ですよ、個人情報の有効性に配慮して行うこととして、後景に迫いやられているのではないかというふうに思います。このことからしても、個人情報の保護は守られるというのは当たらないと思うのですが、まずその点についてどのようにお考えなのか。

2点目には、当町の施行条例について、個人情報保護は、法律に一元化しているのですが、開示に関わる手数料など、条例に委託されている事項などを定めたものとのことですが、総務省の個人情報保護条例の見直しなどについての通知文書を見ますと、関係条例の条文のイメージそのままになっています。どこが一体違うのかということをお伺いしたいと思います。

3点目に、審議会への諮問についてです。先日の一般質問の答弁でも現行条例の個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱うべきという表現は、この法律第3条において書かれ

ていることや、現行制度と可能な限り同様の取扱いとなるよう、施行条例を定めることから審議会への諮問も、それから町民への意見の募集も行っていないということでありました。現行制度と同様な取扱いになるということであれば、法律の一部改正でも条例の改廃でも本来は必要ないのではないかと思います、その点についてどうお考えなのか。この3点について伺います。

○議長（大西 智君） 野呂総務課長。

○総務課長（野呂圭一君） ご質問3点でございます。

まず、1点目でございます。こちらについては、保護をしっかりとされているのかというご質問かと思えます。こちらにつきましては、先日の答弁と一部かぶる部分はございますが、今回の改正法におきましては、利用目的をできる限り限定しなければならないことと、利用目的以外に個人情報を利用してはならないということ、こういった部分について現行の条例と同様の措置が図られておりますので、こういった部分につきましては、保護をしっかりとされているという認識でございます。

2点目でございます。開示に関する手数料の関係かと思えます。こちらのほうで、国のほうで想定される部分につきましては、先日からも質問等いただいておりますが、匿名加工情報といったものを第三者に提供する場合にこういった手数料が発生してくるということでございますが、現在のところ、当町において、そういった匿名加工情報を外部に提供するというのを想定しておりませんので、手数料についても取決めの特項も定めていないという状況でございます。

あと、変更点ですね。3点目、審議会の関係でございます。こちらは、先日ご質問あった中で、今回の条例から法に移行するという中で大きな変更はないということで、審査会のほうに諮問はしていないという答弁をさせていただきました。こちらのほうと同様となっておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 2回目の質問をします。

個人情報保護法というのは、改正された内容がどういうものなのかということをおはネットでも調べてみました。その中でいろいろと現在の個人情報保護条例との比較もしながら、どこが違うのかというようなこともいろいろ見てみたら、いろいろな点で疑問が出てきたのです。

これから、新たに5点について教えていただきたいのですが、一つは、自治体の個人情報保護条例を今回リセットする。つまり廃止するわけですね。その最大の目的というのは、匿名加工情報制度と情報連携を自治体に行わせることと言われております。また、匿名加工情報は、特定の個人を識別できないように加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のこととなりますけれども、加工されたことで被個人情報であるという扱いから、これまで情報提供する際には本人の同意を得ることが前提でありましたけれども、今回は本人の同意を得ずに第三者に提供することができる。そして、さらにそれを目的外利用することも可

能だというふうになっています。このようなことが可能となるということは、これまでの当町の審議会委員に対しても周知した上で審議会というものを開いていないのかどうかということ。そしてまた、匿名加工情報制度と情報連携を自治体に行わせるのですよね。その分、当然作業量が増えます。どんな内容なのかというと、例えば教育とか健康診断、介護サービス、子育て支援といった住民サービスに直結する個人情報のまさに宝庫である。自治体が保有する情報をどんどんと外部に吐き出させて、自治体独自の個人情報保護条例を結局廃止することによって、なし崩し、後退させるという、こういう認識が町にはないのかどうか。これら含めて1点目。

2 件目には、法の附則第7条の規定では、当分の間は都道府県と政令指定都市のみに匿名加工情報の利活用の提案募集を義務づけています。ですから、今当町においては、一般市区町村として、これができるという規定がありますけれども、当面は行わないと。しかしこれはいつそうなるか。これは政府の考え方によっていつでも変えられてくるというような状況です。膨大な個人情報を持っている自治体の個人情報保護条例を改廃させる意味がここにあるわけですが、107条に法令に基づく場合を除いて、第三者に提供できないから大丈夫とはならない。言い換えれば、法令に基づけば、匿名加工情報を第三者に提供できるということも可能なのだということ、これが2点目。

3 点目、法令に基づく提供は、通常の個人情報であっても可能だとされています。個人情報と匿名加工情報の間においては、法令による提供の制限に違いはないとされています。そのために、個人情報ファイルというのを作って、ファイルの名称や利用目的、さらには記録情報当該機関以外に経常的に提供する場合、経常的に提供ですよ、どんなところに経常的に提供するのかということもお聞きしたいのですが、経常的に提供する場合は、その提供先などとなっている機関をぜひ明らかにしていただきたい。経常的に既にもう提供しているところがあるはずです。

第4に、当町の個人情報保護条例が国の個人情報保護法に一元化されることによって、全国共通の情報システムの共有化、そして集約が行われます。自治体の業務内容を国のシステムに合わせていくことになるわけですが、この標準準拠システム利用の義務づけにより、25年度まで新システムに移行しなければならないとなっています。情報システムの更新に必要な措置として、5年間で莫大な費用が上げられています。この費用について、今回の一元化による機器の更新が行われていくのかどうかということをお聞きします。

最後の5点目、システム標準化の対象業務は、戸籍と戸籍の附票、印鑑登録の3事務を加えて、何と20の業務が対象になると言われています。これら全ての標準化の対象業務に関わるシステム移行は、これは国庫負担で行われるのですか。そして、先ほど匿名加工について、これはどこが行うのかということもつけ加えて質問させていただきます。

○議長（大西 智君） 野呂総務課長。

○総務課長（野呂圭一君） 質問5点でございます。

まず、1点目の匿名加工情報の関係と2点目の匿名加工情報、これについては、両方匿名加工情報の関係ですので、まとめて説明させていただきたいと思います。

まず匿名加工情報、皆さんあまり聞き慣れないかと思いますが、こちらについては、今回は法に合わせていくということですので、国あるいは都道府県、事業者が一律の共通ルールの中で法にのっとって進めていくというところで、例えばデータのやり取りについては民間と民間、また行政から民間、また行政同士というような形のやり取りが出てくると思っています。匿名加工情報については、例えば民間でポイントカードを作ったりとかして、こういったもののビックデータを何かに利用するとか、そういった部分で民間同士でやり取りするという想定が一番あるのかなと。

一方では、行政から例えば民間に渡すというのはあまり想定ないのですが、例えばですけども、市町村で病院などを持っている場合、こういったところで、例えば病院で患者のカルテといったものについて、例えば病気の研究をするという研究機関といった部分で、もしかしたらそういった機関を抱えている大きな市とか町であればそういったことも想定されるのですが、当町におきましては、そのような例えばビックデータを提供するとか、あとはそういった機関はないので、先日、一般質問のほうで説明させていただいたのですが、当町については、こういった匿名加工情報というのは現在のところ、議員ご指摘のとおり、やれないことはないのですが、想定はないということで、作る予定はしていないといったようなご答弁をさせていただきました。こちらについては、当面の間行わないというのは2番の質問なのでありますが、これはそういった想定がないので、予定はないというところで捉えていただきたいなと思っております。

3点目の個人情報、こちら経常的に提供しているところはあるのかというご質問でございます。経常的に提供している機関は、当町におきましては、防衛省人事教育局から経常的に求められております。内容といたしましては、自衛官または自衛官候補生の募集事務に関する資料について提供を求められておまして、住民基本台帳の一部の写しについて自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づいて提供しているということでございます。

続きまして、国のシステムに合わせていくということで、こういった費用は5年間でどのくらいかかるのかという質問でございます。あと、5番のシステムの対象の20業務、こういった部分に関わってくるご質問でございますので、こちらは、現在、国から示されております標準化、共通化となる業務につきましては、住民基本台帳ですとか選挙人名簿管理、その他各種税、戸籍など、議員ご指摘のとおり、20業務について令和7年度までに整備を進めていくということでされております。当町におきましては、西いぶり広域連合のシステムを使用しておりますので、現在、標準化の改修作業をシステムの提供会社と調整しながら進めているという状況でございます。

こちらは、スケジュールとしては5年間ということなのですが、予算といたしましては、令和3年度から令和7年度で8,700万円ほど見込んでいるという状況です。こちらは国の補助などあるのかというお話なのですが、システム標準化の対象業務に関わる移行費用

に對しましては、国のデジタル基盤改革支援補助金が該當するということになっております。当該事業に必要な導入経費に係る財政支援を受けまして、町によって違うのですけれども、かかった分の上限の範囲において10分の10で措置されるということでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 議案第57号個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備についてということで、この提案について主に3点の理由を上げて反対をします。

今回の個人情報の保護に関する法律施行条例を施行する目的は、先日の一般質問の中でも明らかなように、データの利活用と個人情報保護両立が要請されているのに、国、地方、民間がそれぞれ、これまで別の法令等で個別に規定していることでデータの利活用が進まない。だから、これらの規制を撤廃し、法律に一元化しようという内容のものです。一番ネックになっているのが、自治体の条例で個人情報の収集は本人から直接収集するなどの収集の制限、目的外利用・外部提供の制限、オンライン結合の制限などの現在の条例の原則がことごとく覆されていくということになります。

理由の一つとして、この自治体ごとの特徴ある規定がデータ流通の支障となると。これをリセットしてデータ利活用を成長戦略に位置づけ、外部提供して企業にAIで分析させ、儲けの種にさせるということです。先ほど答弁の中で、例えば個人と企業が行っているポイントカードなどの話もありました。こういった様々な個人のデータをより集めて、そしてAIで分析すれば、誰のデータなのかがもう分かってくるという状況に今なっているということなのです。ですから、幾ら匿名加工されたとしても、それは最終的に利用する利用者、あるいは企業にとってみれば、誰のデータなのかがもう一目瞭然に判明してくるということなのです。こういうふうには、AIによって儲けの種にされる、デジタル改革の名前でこれが進められようとしているということです。そのために当町の保護条例も改廃し、保護法に一元化する。この一元化することによって、当町の保護条例の優れた点がなくなるということになります。これが理由の第一。

第二は、個人情報保護制度の取扱いについて、国の個人情報保護委員会に所管と解釈を一元化されます。自治体における審議会への諮問対象をこれまで以上に限定するというものになります。国の個人情報保護委員会からの自治体への監視、勧告も定めたとされますが、このことによって当町の個人情報保護審議会の機能がまさに有名無実化されるおそれがあるというのが2点目の理由。

3点目の理由は、個人情報保護委員会事務局と総務省の自治行政局から令和3年7月に行われた令和3年改正個人情報保護法の施行準備についてという説明会の中で、このように言

われています。「条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許されない。そして、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合について、類似的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨から許容されない」と述べています。だからこそ、新たな条例では定義関係の規定は改正法が直接自治体に適用されているのだから、条例に書く必要はないとさえ言っています。今回の改正は、まさにそのとおりです。こんな条例が、自治体、町民にとって何のメリットがあるのかということをおっしゃるを得ません。

このように、洞爺湖町個人情報の保護に関する法律施行に伴う関係条例の整備については、国の個人情報保護法の一部改正に準拠一元化されたものであり、自治体の条例制定権をコントロールするものであり、認めることはできません。そもそも個人情報の収集、利用の原則は利用目的の特定、事前の本人同意と利用目的範囲内の収集、利用が原則であり、行政からの外部提供はプライバシー侵害の拡大につながり、反対です。

以上、理由を述べて、この個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備について反対とします。

○議長（大西 智君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第57号個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立多数です。

したがって、議案第57号個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開を2時10分といたします。

（午後 2時01分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、一般議案を進めたいと思います。

（午後 2時10分）

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第4、議案第58号洞爺湖町職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書の4ページをご覧いただきたいと思います。

議案第58号洞爺湖町職員の定年等に関する条例等の一部改正等について。

洞爺湖町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

本条例改正の趣旨でございます。

国家公務員の定年年齢が65歳に引き上げられたことに合わせて、地方公務員法も同様の改正が行われましたことから、洞爺湖町においても法改正及び国の取扱いに準じたものとする改正を行うものでございます。

主な改正点といたしましては、5点ございます。

1点目が、退職年齢を2年に1歳ずつ引上げ、65歳とする。2点目が、管理職は原則60歳を役職定年とし、降任する。3点目が、60歳を超える職員の給料は、60歳前の7割水準とする。4点目が、60歳以降の職員の希望により、再任用短時間勤務制度を導入する。5点目が、現行の再任用制度を廃止し、段階的に引上げ、期間中の経過措置として、暫定再任用制度を残すという5点になります。

本条例では、定年の規定や給与、勤務時間等に関することやその他再任用に関する取扱いが規定されている条例など、関係9条例の改正を行うとともに、現行の再任用職員制度を定める定年退職者等の再任用に関する条例を廃止するというものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料によりご説明をいたしますので、5ページをご覧いただきたいと思います。

第1条、洞爺湖町職員の定年等に関する条例です。

本条例に新たに目次を設けることとし、第1条と第2条の前にそれぞれ「章」の名称をつけております。

第1条の趣旨です。引用する地方公務員法の条項の改正を行っております。

第3条の定年では、定年年齢を65歳に改めております。

下の段から6ページにかけまして、第4条の定年による退職の特例では、定年の延長に関して定めており、第1項にただし書を加え、管理職として勤務延長する場合の期限を上限3年とするものです。以下の各号及び第2項から第4項までは、規定中の文言整理を行ったものです。

7ページをご覧ください。

7ページは、現行の第5条の次に新たに三つの章を加え、第3章は、管理監督職勤務上限年齢制とし、第6条から第8条において、管理監督職勤務上限の対象となる管理職の範囲を課長補佐職以上60歳までを上限として降任するとし、降任を行う際の基準を規定しております。

次に8ページをめくっていただきまして第9条及び9ページの第10条は、管理監督職の上限の特例などの取扱いを規定しております。第9条では、管理監督職からの降任は、60歳を迎えた最初の4月1日までの間に行うものとしますが、降任により生ずる管理監督職

の欠員が容易に補充できず公務の運営に著しい支障を来す場合など、管理監督職のまま引き続き勤務させることができる上限を3年とし、第10条では、引き続き勤務させる場合は、対象となる職員の同意を得ることとしております。

ページをめくっていただきまして、10ページです。

第11条では、他の職員での補充ができた場合など、引き続き管理監督職として勤務させる事由がなくなったときは、降任を行うことを定めております。

次に、第4章は、定年前再任用短時間勤務制として、第12条及び第13条において、定年延長が施行された後に60歳となった職員が定年前に町または一部事務組合などを退職した場合には、その職員の定年年齢までの間、短時間勤務職員として採用することができるとしています。

11ページの第5章の雑則では、第14条として、規則の委任を規定しております。

次に、11ページから12ページまで、附則において、定年の経過措置として、第2項と第3項を追加して、定年年齢を2年に1歳ずつ上げる運用と、当分の間、定年年齢を迎える職員に対する事前の情報提供と意思確認を行うことを規定しています。

13ページになります。

第2条関係、洞爺湖町職員の給与に関する条例です。第7条第10項及び第11項は、従前の再任用職員の給料について規定しておりましたが、定年条例の改正後の定年前再任用短時間勤務職員の取扱いを新たに第10項として規定し、第11項を削除しております。

第15条から15ページの第25条までは、従前の再任用職員に係る文言を定年前再任用短時間職員に改めるものとして、16ページから17ページにかけて、60歳到達後の給与月額の特例として新たに5項を追加するものです。当分の間、60歳に到達して最初の4月1日以降は、給料月額の7割の支給となりますが、役職定年制により降任した職員は、降任前の給料の7割に相当するよう役職定年調整額の支給を規定しております。

次に、18ページにかけて、別表第1の改正でございますが、表中の再任用職員の文言整理と、再任用職員の給料月額の規定を定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額として定めるものです。

次に、19ページから22ページにかけて、第3条関係、洞爺湖町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例と、第4条関係、洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例です。この条例については、地方自治法の改正に伴う引用条文の改正と定年前再任用短時間勤務職員への文言整理でございます。

次に、23ページから24ページにかけて、第5条関係、洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例です。第2条、第9条及び第18条では、それぞれ育児休業、育児短時間勤務及び育児のための部分休業ができない職員が定められておりますが、これらの規定に管理監督職として勤務延長された職員を加え、その他地方自治法の改正に伴う引用条文の改正と定年前再任用短時間勤務職員への文言整理を行っております。

次に、25ページ、第6条関係、洞爺湖町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例です。

第5条では、派遣の適用除外職員として管理監督職として勤務延長された職員を除外する規定を加え、併せて、不要になる文言の整理を行うものです。

26ページ、第7条関係、洞爺湖町人事行政の運営等の状況に関する条例です。第3条、報告事項では、地方自治法の改正に伴う引用条文の改正を行うものです。

次に、27ページ、第8条関係、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例です。第3条の減給の効果では、60歳以後の給料が7割となる切り替わりの時期に処分が重なった場合の取扱い事項を加えております。

次に、28ページ、第9条関係、洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例です。第8条、日割計算では地方自治法の改正に伴う引用条文の改正を行っております。

最後に、議案書12ページに戻っていただきまして、附則をご覧ください。

第1条、施行期日、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以下、経過措置といたしまして、第2条で定年延長の移行期間中の勤務延長に関する経過措置、第3条から第6条まで、定年後から65歳までの職員に対する現行の再任用職員と同様の暫定再任用職員の任用について、第7条から第9条まで、条例施行後に新たな職が設置された場合の定年年齢の取扱い、それから第10条と第11条で、定年延長の移行期間中における定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する経過措置について、第12条から第14条までは、暫定再任用職員の給与等勤務時間の取扱いについて、そして第15条では、規則への委任を定めているものでございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 職員の定年延長のための条例の改正ということなのですが、これは今後どうなるのかお聞きしたいのですけれども、例えば2年に一度1歳ずつ定年が延長されるということになりますと、当然職員の人数は増えていきますよね。その分、職員の新規採用というのが、これまでと違ってかなり制限されてくるのではないかという気がしますが、その辺の例えば職員の年齢構成のバランスとといいますか、それから業務内容等についての影響というのは考えていないのかどうか。

それから、確かに公務員の定年延長そのものは否定するものではないのだけれども、ただ、今役場の中で働いている職員は、こういう再任用職員や正規の職員だけではなくて非正規の職員も、特に部署によってはかなりの人数おります。今、非正規職員の正規化に向けて、そういう人たちの生活をしっかりと支えながら役場の業務を進めるということも大事だと思うのですよ。定年延長を行って、職員の定年後とといいますか、定年の年齢を引き上げて生活を支えることも大事ですけれども、もう一つは非正規職員の待遇を改善するということも含めて考えていかなければならない問題でないのかなと思うのですが、その点についての提案はないのかどうか。それについて伺いたいと思います。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員、質疑でお願いしたいと思います。

野呂総務課長。

○総務課長（野呂圭一君） ご質問2点でございます。

まず、1点目、定年が延長されることによって人数が増えると。この結果、新採用のバランスが崩れるのではないかというご質問でございます。

現在、令和2年3月に策定しました定員管理計画について、定年延長等の制度が未確定だったので、こちらのほうには計画が盛り込まれていないところでございます。ただ、今後こういったところは定年延長も含まれますので、計画のほうを見直していきたいのですが、定年延長することによって、ベテランの職員が持っている経験ですとかといったものを新規職員のほうに伝えられるのではないかということで、ご質問については新規採用のバランスが崩れるのではないかということなのですけれども、こちらについては、定員管理計画を見直すなどして年齢構成を考慮した中でバランスを確保していきたいというふうに考えております。

2点目につきましては、定年延長について非正規の職員の待遇ということの質問でございます。今回、地方公務員法の改正ということで、こちらにつきましては職員の定年引上げということでございますので、議員おっしゃるとおり、非正規の職員についても待遇が悪くならないような形で検討しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号洞爺湖町職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号洞爺湖町職員の定年等に関する条例等の一部改正等については、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、議案第59号洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 続きまして、議案書の20ページをご覧いただきたいと思います。

議案第59号洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正について。

洞爺湖町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

本条例改正の趣旨でございます。

健康保険法施行令等の一部を改正する制令が令和5年2月1日公布されました。これによりまして、出産育児一時金の上げが図られたところでございます。このことを受けまして、洞爺湖町においても国民健康保険条例に定める出産育児一時金を国の基準に合わせる現行条例の一部改正を提案するものでございます。

詳細につきましては、議案説明書でご説明をいたしますので、29ページをご覧ください。

第4条第1項、出産育児一時金の規定中「40万8,000円」とあるのを「48万8,000」に改めるものでございます。

議案書20ページに戻っていただきまして、附則をご覧ください。

第1項、施行期日、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

第2項、経過措置です。この条例の施行日前に出産した被保険者に対する経過措置規定を定めております。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、議案第60号洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 続きまして、議案書の21ページをお開き願いたいと思います。

議案第60号洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例の一部改正について。

洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

本条例改正の趣旨でございます。

昨今の物価の高騰並びに電気料金の上昇に伴う施設の維持管理費が増大しておりますことから、洞爺水辺の里財田キャンプ場の施設を利用する際の入場料金を改正し、収入確保を図ることで安定的な管理運営を図るものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料でご説明をいたします。29ページをご覧いただきたいと思っております。

別表第2、第1項第1号の表中、キャンプ場に入場する場合の施設維持費の料金について、大人1人1日につき「500円」とあるのを「600円」に、大人1人1泊につき「1,000円」とあるのを「1,200円」に、子ども1人1日につき「200円」とあるのを「300円」に、子ども1人1泊につき「500円」とあるのを「600円」にそれぞれ改正するものでございます。

議案書21ページに戻っていただき、附則でございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 今、財田キャンプ場に入場する場合の施設維持費ということで、それぞれ値上げをされているのですが、月浦のキャンプ場とのバランスといいましようか、それから隣接のキャンプ場とのバランスはどうなっているのか、その辺お願いいたします。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 月浦のグリーンステイキャンプ場でございますけれども、こちらにつきましては、今のところ現状どおりの価格でということで考えてございます。（発言する者あり）額のほうは、すみません、ちょっと今申し訳ございません。

○議長（大西 智君） 兼村庶務課長。

○庶務課長（兼村憲三君） 私のほうから、今の月浦のグリーンステイの件と比較してというようなところのご質問かと思っております。金額のところでは申しますと、まず財田キャンプ場はケビンと言われるテントではない建物で泊まる宿泊施設と、あと、それぞれテントを立てるサイトというように分かれております。また、グリーンステイにおいても、そういったケビンに同じような建物、ロッジであったり、キャビンという名前であったり、バンガローであったりだとか、そういうような部分で若干の違いはございますけれども、財田キャンプ場の場合は、入場料プラス各サイトの合算した額で、それぞれ1泊また1日のデイキャンプの金額

が決まっております。

それでいくと、グリーンステイの入場料自体は、宿泊の場合はかかっておりません。ですが、ロッジそれぞれキャンプサイトでの固定金額が決まっているところでもありますけれども、グリーンステイの場合はロッジと言われる電源つき、トイレつきの部分でいくと、10人まで入れるところが1泊1万5,000円という金額になってございます。それから、キャビンと呼ばれる6人まで泊まれる部分、こちらが電源つきで1泊1万円という形で確認しているところがございます。それからバンガローが、それぞれ4人まで泊まれるもの、こちらに関しましては電源つき、また水道つきという部分でいけば8,000円から8,500円という金額になっているところでもございます。また、キャンピングカーサイト、要は車が横づけできる部分での電源がついている、ついていないと金額も別々ですけれども、電源つきの場合は6,000円、それから車が横づけできての電源つきの場合は例えば5,000円というようなグリーンステイの場合は金額になってございます。

一概にこちらの場合は規模であったり、そういった各サイトの数であったり、また付属しているものについても別々な観点などから一概に比較して高い安いというようなことは言えないと思うのですが、ただ、こちらに関しては、札幌圏内のオートキャンプ場と言われる主要なところと比較してもそう高くはない、また家族構成であったり、2人の場合の金額と照らし合わせると財田キャンプ場のほうが安い場合が出てくるというような傾向になってございます。

以上です。（発言する者あり）

○議長（大西 智君） 近隣も分かりますか。

兼村庶務課長。

○庶務課長（兼村憲三君） 申し訳ございません。近隣という形でいきますと、財田キャンプ場と比較できるような規模という意味では、苫小牧のオートリゾート苫小牧アルテンというキャンプ場がございます。こちらに関しましては、ログハウス6人までの宿泊できる建物、こちらは1泊2万4,000円、それからデッキハウスと言われる、こちらがついているものが違うのですけれども2万3,000円、また9人までは入れるキャビンと呼ばれる建物に関しましては1万8,000円、またロフトハウスという5人まで泊まれる施設でいきますと1万4,500円というような形になってございます。また、キャンプサイトと言われるテントでの部分でいきますと、こちらに関しましては1泊車が横づけ可能なところは4,400円であったり、またペットが可能なところは6,050円という金額であったりというような細かい部分の数字は出ておりますけれども、苫小牧アルテンに関しましては、入場料は取ってはいないということだそうです。

また、オートリゾート滝野というところの札幌の部分でいきますと、こちらに関しましては、6人までのキャビンサイトというところでは1万7,250円、それから5人まで入れるキャビンサイトという部分は1泊9,900円というようなことになってございます。それからフリーサイト、車が横づけできるテントを立てての場所でいきますと1泊5,050円というよ

うなところで、これは電源付きのカーサイトというところの部分でございます。こちらのオートリゾート滝野でいけば、入場料は15歳以上が870円、小中学生は120円というようなことでの金額をそれぞれ取っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 1番、越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） きめ細かく答弁をいただいたのだけれども、洞爺湖町の財田キャンプ場はロケーションもよくて、安くて、利便性のいいところだということで胸を張って言えるかどうか、その辺だけ。

○議長（大西 智君） 兼村庶務課長。

○庶務課長（兼村憲三君） ただいまのご質問でございます。

やはり洞爺湖を眺望しながらの湖畔でのキャンプ場というのは、道内にもありますけれども、ですが、ここの風光明媚な場所、そして優雅な景勝地という意味では道内のどこのオートキャンプ場にも勝るとも劣らないというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 今回の値上げなのですが、実際に大人でも1日1人500円が600円にとか、1泊の場合は1,000円から1,200円というふうに金額を引き上げているわけですが、この金額に設定した根拠というのは何なのだろう、そこが私も。例えば大人1泊1,000円が1,200円です。例えばこれが1,100円なり、あるいは1,300円なりにしないで1,200円にしたと、その辺は全体の大体の収入というか増額といいますか、それらを見込んで計算したのかなと思うのですが、この金額にした根拠があれば説明いただきたい。

それから、実際に今回コロナ禍というのはむしろキャンプ需要が増えてきたという話もあるのですが、いずれにしても年間通じてどのくらいの収入増を見込んでいるのか。そして、増えた分というのは、いろいろな電気代とかいろいろかかってはきてはいるのですが、これがどういうところに使われていくのか、その辺についても伺いたいのと、実際に施設も老朽化していますよね。そういったものも当然これからケビンなんかもそうですが、随分古くなってきて補修を繰り返しているような状況もあるのですが、例えばその辺のそういった設備整備について、こういった引き上げた料金の中から充てる予定もあるのかどうか、この辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 兼村庶務課長。

○庶務課長（兼村憲三君） まず、設定の根拠というところでございます。

先ほど副町長のほうからも説明冒頭ありましたが、物価の高騰、それから今後6月には電気代が上がるというようなことも見込んで、財田キャンプ場の令和5年度はどのぐらい金額が上がるのかということで試算をしたところでございます。令和5年度の財田キャンプ場においては、大体160万円ぐらいの電気料が追加加算されるというような試算でございます。

それに伴って、ここは指定管理でございますので、財田キャンプと現在いこいの家の両方の施設を運営しているというところでございます。財田キャンプ場に関しましては、例年黒字というようなことで推移しているのですが、いこいの家に関しましては、現在なかなか黒字には行かないというような状況になっているところでございます。根拠の設定という意味では、ここの電気料また物価が上がることを見込んで金額設定というところで指定管理のほうと協議をしたというところでございます。

また、整備に関してもそういった部分は使われていくのかというようなところの質問でございますけれども、上げた部分に関しましては、当然指定管理の中で自分たちの中の、例えば10万円以内での日々の消耗する部分の施設の整備だとかはやられているところでございます。ですが、例えば施設の10万円を超える部分に関しましては、行政と協議をしながら修繕に当たっているというような状況でもあります。ですから、当然上げた部分で自分たちができる範囲のところでは修繕等、また物価の高騰に伴う消耗品等の確保というようなところでもつながっていくというふうに認識しています。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第7、議案第61号洞爺湖町火葬場条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 続きまして、議案書の22ページをお開き願いたいと思います。

議案第61号洞爺湖町火葬場条例の廃止について。

洞爺湖町火葬場条例を廃止する条例を次のように定める。

条例廃止の趣旨説明でございます。

虻田火葬場は、令和2年11月に長寿命化を図って維持管理をしていくための10か年計画期間を策定しておりますが、計画期間終了時までには要する修繕及び改修経費が多額になる見通しとなっております。さらに、年間の維持管理費は、歳入の火葬場使用料を大きく上回る経費となっており、現施設の長寿命化を図っていく場合、多額の一般財源が必要となっております。

現在、虻田火葬場維持管理経費のほか、令和3年度から伊達火葬場を使用する洞爺湖町民に対しまして2万円を負担しており、伊達市には使用件数に応じた負担金を支払っている状況にもございます。こうした現状から、町民の利便性確保を図りつつ、行財政改革を推進する方法として、虻田火葬場を廃止し、火葬を伊達火葬場に一本化することをご提案するものでございます。

なお、現在、洞爺湖町民が虻田火葬場を利用する場合は2万円、伊達火葬場を使用する場合は3万円、それぞれ使用料としてご負担をいただいておりますけれども、これを、虻田火葬場を使用した場合の2万円と同額で伊達火葬場を使用できるように、伊達火葬場を所管します西胆振行政事務組合の構成市町と調整を図ってまいりたいと考えてございます。

議案書の22ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、篠原議員。

○3番（篠原 功君） この廃止について、反対するものではありませんけれども、この4月に廃止されるということになりますと、現行の火葬場はいずれにしても使用しなくなるのであれば、できるだけ早く、防犯上のことや何やらあるかと思うので、解体だとか更地にするかということも考えられると思うのだけれども、その予定とか経費というのはどのくらいかかって、令和5年度の中で見込まれているのかどうなのか、その辺の予算についても、この先の計画についてお尋ねします。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 議員ご質問の虻田火葬場の今後についてでございます。

現在、虻田火葬場の廃止条例提案ということでご審議していただいているところでございますが、西胆振構成市町の中で、今現在、壮瞥町、豊浦町とそれぞれ火葬場をお持ちで運営してございますが、情報いただいているところなのですけれども、うちと同じように、壮瞥町も今現在、火葬場を廃止するというところでご審議されているように聞いてございます。

虻田火葬場を廃止した場合については、立地も日陰になるようなところでございまして、今後利用するというようなことも考えられませんので、早期に解体したいかなというふうな

は担当課としては考えてございますけれども、町財政の今後の動向もございますので、まずは近隣の壮瞥町も解体する予定も近々あるような話も聞いてございますので、その中で解体費用も含めてご参考にお聞きした中で、今後、予算措置も含めて考えていきたいとは思っております。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 4月から当町の火葬場を廃止することなのですが、それによって今まで伊達の火葬場を利用していた場合は3万円、今度はこれを2万円にするという提案ですよね。お聞きしたいのですが、今現在は、町の考え方としては、伊達の火葬場はたしか正規料金は5万円だったかな、それを町が3万円出してこれまでの虻田火葬場と同じ2万円で利用できるようにしますという今約束はしているのだけれども、これをちゃんとした、何といいますか、条例なり何なり、そういったものに定めていただいて、明確にそれを将来的にもそういった負担で火葬ができるというふうにするべきだと私思うのです。

というのは、町長が代わったり、担当の職員が代わったりして、いや、財政事情も変わったから今まで3万円出していたけれども、今度は2万円にしますよとか1万円にしますよということになってくると、虻田の火葬場を廃止した意味がなくなってくるので、この辺はやっぱり、これから将来において火葬料金がずっと、取りあえず現行2万円が維持されるという何か保証になるものを、条例なら条例で制定すべきだと思うのですが、いかがですか。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 議員ご質問の火葬場使用料の件でございます。

西胆振行政事務組合の伊達火葬場につきましては、西胆振行政事務組合の火葬場条例の中で使用料5万円と規定されているところでございますけれども、構成市町、伊達市、壮瞥町、洞爺湖町、豊浦町でございますけれども、それぞれ減免しているところについては、覚書というのを締結してございます。

今現在、令和3年4月1日に伊達火葬場が稼働開始する以前に、それぞれ首長会議、また担当課長会議レベルを通して議論した中で、伊達市と壮瞥町、洞爺湖町がそれぞれ2万円を減免して3万円で利用できる。豊浦町については、減免の規定は適用しないということで5万円だということでございますので、そういう形で運用してございますけれども、それぞれ必要が生じたときには、それぞれ構成市町で協議をした中で覚書を再度締結するというところでございまして、今現在、昨年暮れぐらいからこういう想定がされているところでございましたので、事前にそういうふうになった場合に覚書を再度締結ということで、できないかということで事前に協議をさせていただいたところでございます。

今回、火葬場条例が廃止された場合に、再度、構成市町持ち回りでそれぞれ調印していただいて、覚書を再度締結するというところでございます。また、火葬場使用料につきましては、西胆振行政事務組合で5万円という規定がございまして、いろいろな事情がございまして、またそれぞれ組合議会のほうで議論されることもございますので、そこについては、

また別途、皆様にお知らせということになるかと思えますけれども、いずれにしても、覚書という形できちんとした形で調印する運びというふうになってございますので、議員ご懸念の部分については、問題ないかなというふうに考えてございます。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 今の覚書というのは、あくまでも構成自治体の間での取決めといえますか、ですから、例えば洞爺湖町の場合、洞爺湖町の町民の方が火葬される場合には、これは町が3万円負担して、そして2万円がいわゆる利用者が負担することですよということを覚書として結んでいる話ですよ。それは構成自治体の中で、それは当然いいわけですが、要は、例えばその3万円の助成を町民に向けて行政がきちんと助成しますよという内容ではないのですよ。あくまでも構成自治体の首長間で話し合っているだけの話ですから、要は、今言っているのは火葬料を今後も引き続き2万円を利用できるということをちゃんと担保することが必要なのではないですか。助成制度なり何なり、そういうのをつくって、町民の前に明らかにするというのが私は必要だと思うのですが、いかがですか。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） この運用の考え方なのですが、町が負担する3万円ないしは今現在2万円でございますけれども、減免という形で適用してございます。伊達市に火葬場使用料の申込みをした段階で、申込みの中に既に減免ということが適用されるような形になってございまして、実質2万円で使用できるというふうな形での事前適用という形になってございます。減免申請書を別途提出するということではございませんけれども、それぞれの町に住まわれている方がどこに住まわれている方というのを特定した中で、申込書を提出いただいて、そこで既に減免できるという形で運用してございます。また、2万円ないし3万円を利用できる部分については、きちんとホームページなり、お知らせなりで、皆様にお知らせしていくというふうに考えてございます。

○議長（大西 智君） 1番、越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 課長ね、今現状など述べられているのだけれども、伊達の葬斎場を建設するときに、経緯というものをご存じですか。それというのも、伊達市で葬斎場を建設するのに北海道から有利な融資を受けるのに名前を貸してくれと。洞爺湖町もぜひ貸してくれ、豊浦も貸してくれ、それで建設された葬斎場なのだよ。だから何を言おうとしているかという、あまり伊達レベルで考えてもらおうと困る。やっぱり洞爺湖町民が不自由なく、そして低額で利用できるような申入れをきちっと伊達市に言ったほうがいいですよ。経緯があるのだから、何もうちは最初から利用するから協力ではなくて、融資を受けるのに洞爺湖町でも何とか名前連ねてほしいという経緯があるわけだから、その辺をやはり伊達市の担当の方でも話し合いしながら、そういった方向性をぜひ言い出していきたいと。いかがですか。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 議員おっしゃられるとおり、西胆振行政事務組合、伊達火葬場で

すけれども、建設当初の地域政策補助金の考え方につきましては、首長会議、また担当者会議の話合いの中で十分承知してございます。

今現在、伊達市が西胆振行政事務組合から委託を受けて公金の処理含めて事務の委託を受けているというのはもちろん承知してございますけれども、今後、一本化することになりましたら、死亡届が伊達市に提出するということになる。ちょっと利便性があまりよろしくないということもございますので、私のほうからも議員おっしゃられるように、構成市町としてその点に関しては利便性がよろしくないの、構成市町でそれぞれ死亡届を受けられるようにできないかとか、公金のその辺りの取扱いの考え方を事務改善できないかとか、その辺りは申入れさせていただいているところです。また、今後、首長会議とかもございまして、そちらのほうからも申入れしていただければというふうには考えてございます。よろしくお願ひします。

○議長（大西 智君） 補足で下道町長ございませんか。

下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員ご指摘ありましたとおり、首長会議と同時に、またその中で行政事務組合の議会ともお諮りしながら最善の方法で進めてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） すみません、3回目になりますので、これで最後にしますが、先ほど答弁いただいたのだけれども、やっぱりちょっと理解していただけていないので、改めて、私、伺うのだけれども、減免することを一部事務組合のほうでは首長間の話合いによって決めているから町民は減免されて利用することができるのだというような、それは分かりますよ。だけれども、その減免した分、結局町が負担しなくてはいけないわけでしょう。だから町が、例えば減免額を引き下げるといってまた話合いになれば、当然そうなるわけですよ。だから、私が言いたいのは、洞爺湖町の中で行政が、火葬場を町民が利用する場合に3万円免除して、2万円で使用できるようにしますという、例えば火葬に関する減免条例をつくって、ちゃんと議会でもそれを承認してもらって、町民に約束したらどうですかということを言っているのです。そのことは、分かりませんか。

○議長（大西 智君） 答弁できますか。

後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 伊達火葬場につきましては、あくまでも所有が西胆振行政事務組合の所有でございまして、伊達市が委託を受けまして事務処理を行っているということでございます。洞爺湖町民が伊達火葬場を使用するというところでございますので、あくまでも使用料の規定は伊達火葬場、西胆振行政事務組合の中での規定ということでございます。そこを洞爺湖町民が利用するというところでございますので、構成市町の中で覚書ないしは協定書を締結して使用させていただくということでございまして、その考え方、減免ないしは2万

円で利用できるという部分については、過去のやり取りの中で減免ということでやり取りさせていただくということで、今に至っているという状況でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号洞爺湖町火葬場条例の廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号洞爺湖町火葬場条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開を午後3時15分といたします。

（午後 3時05分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

引き続き、一般議案を進めます。

（午後 3時15分）

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第8、議案第62号令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書の23ページをお開き願いたいと思います。

議案第62号令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第9号）でございます。

令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,323万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億6,083万5,000円とするものです。

第2条、繰越明許費です。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものです。

議案書の28ページをご覧ください。

繰越明許が2件ございます。1件目が、7款商工費2項観光費、中島・湖の森博物館管理運営事業で3,070万円の繰越しは、洞爺湖中島園地整備事業です。もう1件、14款新型コロナウイルス感染症対策費1項新型コロナウイルス感染症対策費、観光支援対策事業で2,150万円の繰越しは、宿泊割引事業補助金となっております。

23ページに戻っていただきまして、第3条、地方債の補正です。

地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」によるものですが、後ほど事項別明細でご説明をさせていただきます。

3月会議の補正予算の概要は、令和4年度決算見込みによる各事業の増減、また農業、漁業が直面する物価高騰による厳しい経営状況に対する支援、さらに経済対策として観光旅客誘致のための宿泊割引事業の予算計上などがございます。

以下、事項別明細によりご説明をさせていただきますので、事項別明細の4ページ、5ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

1款町税2項1目固定資産税の増額は、償却資産で企業、個人事業主の設備投資によるもの。

4項1目町たばこ税の増額は、販売本数の増によるもの。

5項1目入湯税の増額は、入湯客数の増によるものです。

11款1項1目地方交付税の増額は、臨時経済対策費としての普通交付税の追加交付によるものです。

13款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金の減額は、道営土地改良事業分担金で、北海道の事業費確定によるもの。

2項負担金1目民生費負担金の減額は、高齢者福祉施設入所者費用徴収金で、入所者数の減によるもの及び高齢者入浴助成事業利用者負担金で、利用者数の増によるものでございます。

6ページ、7ページでございます。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金の増額は、1節心身障害者福祉費負担金が自立支援給付費扶助の決算見込みによる増、障害者自立支援医療負担金が自立支援更正医療及び補装具扶助の決算見込みによる減。2節児童福祉費負担金で、児童手当負担金が対象児童の減による減額、もう一つは、子どものための教育・保育給付費負担金が私立幼稚園入園者の増により施設型給付費負担金が増。3節国民健康保険基盤安定負担金で、保険者支援分、未就学児均等割分の増による増額でございます。

2目衛生費国庫負担金の減額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金で、個別接種の実績によるものです。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金の増額は、総務費補助金、マイナンバーカードやマイナポイントの普及促進経費に対する補助金となっております。

2目民生費国庫補助金の減額は、4節社会福祉費補助金で、アイヌ政策推進交付金が各種

教室の内容見直しや中止に伴います減。以下、5節から7節の各補助金が実績による減です。

8ページ、9ページをお開きください。

3目衛生費国庫補助金の減額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で、実績に伴うもの。

5目土木費国庫補助金の増額は、社会資本整備総合交付金で、家賃減免などの増によるもの。

6目教育費国庫補助金の増額は、1節学校保健特別対策事業費補助金で、学校における感染症対策支援の消耗品等の増。2節学校保健特別対策事業費補助金で、学校における感染症対策支援の消耗品等の増によるものでございます。3節アイヌ政策推進交付金で、社会教育奨励事業費の確定による減でございます。

7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時補助金の増額は、新型コロナウイルス感染症対策の各事業に対する財源充当による増額。

8目農林水産業費国庫補助金の減額は、経営継承・発展支援事業補助金で、こちらは事業の不採択に伴います減額となっております。

3項委託金1目総務費国庫委託金の減額は、参議院議員通常選挙の委託金で、精算金額の確定によるものです。

16款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金の増額は、2節障害者自立支援給付費等負担金が自立支援給付費扶助の決算見込みによる増、障害者自立支援医療負担金で自立支援更正医療及び補装具扶助の決算見込みによる減。3節児童手当負担金が対象児童数の減による減額、子どものための教育・保育給付費負担金で私立幼稚園入園者の増に伴います施設型給付費負担金の増。4節国民健康保険基盤安定負担金が保険者支援分、未就学児均等割分の増による増額。6節後期高齢者医療保険基盤安定負担金が保険基盤安定負担金の決算見込みによる減額となっております。

10ページ、11ページをお開きください。

2項道補助金1目民生費道補助金の増額は、1節地域づくり総合交付金が福祉灯油交付基準見直しによる増。2節介護保険サービス利用者負担額減免措置事業費補助金が対象者の減によります減額及び市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金の内示額の増に伴う増額。4節ひとり親家庭等医療費補助金が医療費の減による減額及び乳幼児医療費補助金が医療費の減による減額でございます。

3目農林水産業費道補助金の減額は、1節次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金が道営土地改良事業の事業額の確定に伴う増、それから、額は大きくなっておりますが、水利施設等保全高度化事業補助金で事業額の確定に伴う減。この大幅な減額になる理由につきましては、歳出の減額説明で行います。2節豊かな森づくり推進事業補助金が植栽単価の減に伴う減額となっております。

4目商工費道補助金の減額は、1節自然公園等整備事業補助金が財田トイレ解体工事の実績による減。2節プレミアム商品券発行事業費補助金が事業完了に伴う減額です。

6目消防費道補助金の減額は、地域づくり総合交付金で災害用備品購入に係る事業費確定による減。

それから、17款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入の増額は、建物貸付収入で旧洞爺湖温泉中学校体育館の貸付料金増による増額です。

18款1項寄附金2目観光費寄附金の増額は、観光費寄附金でトライアスロン大会クラウドファンディングの増によるものです。

3目総務費寄附金の増額は、企業版ふるさと納税寄附金で2件の寄附によるものです。

12ページ、13ページをお開きください。

19款1項1目繰入金の減額は、1点目が、財政調整基金繰入金で、基金繰り戻しによる減。町営住宅敷金の基金繰入金は、敷金還付の増による増。育英資金等教育振興基金繰入金は、洞爺地区等通学費助成の事業減による減額。観光開発基金繰入金は、企業版ふるさと納税追加分の減に伴う減額。合併地域振興基金繰入金は、土地購入で7,500万円の取崩し及び各充当事業の決算見込みによる80万円がこの内訳となっております。公共施設等整備基金繰入金は、とうや水の駅エアコン整備の事業費確定による減。みんなの基金繰入金は、ふるさと納税の充当事業である子育て支援対策事業など、決算見込みによる減。森林環境譲与税基金繰入金は、林業振興事業の決算見込みによる減額となっています。

21款諸収入5項3目雑入の減額は、市町村振興協会助成金で、いきいきふるさと推進などの事業費確定による減額です。

22款1項町債1目総務債の減額は、本庁舎外壁改修工事等の事業費確定による減額です。

4目農林水産業債の減額は、1節農業施設整備事業債で、道営土地改良事業に伴う道補助金の減額による起債借入額の増によるもの。

5目商工債の減額は、1節観光施設整備事業債で、財田自然観察道整備事業及び中島園地整備事業の事業費確定による減。2節過疎債で、住宅リフォーム支援事業の事業費確定による減額です。

6目土木債の減額は、1節道路橋梁債で、橋梁長寿命化事業、道路環境等整備事業及び洞爺湖温泉ほか街路灯改修事業で、いずれも事業費の確定による減です。2節住宅管理事業債で、公営住宅屋上防水事業及び公営住宅解体事業で事業費の確定による減。3節の緊急浚渫推進事業債が、こちらはトコタン川浚渫工事の追加による100万円の増額。

7目消防債の減額は、救急車更新事業が事業費確定によって減額となるものです。

14ページ、15ページからは歳出になります。

1款1項1目議会費の減額は、1、議会運営事業で、委員会及び会議等の開催回数の減による費用弁償の減額。2、議会広報事業で、議会だよりの印刷費の減額です。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の増額は、一般管理事業で消毒作業時間等の減による会計年度任用職員報酬の減、アルコールチェッカー等の購入、電気料金の高騰による需用費の増及び郵便物増加に伴う通信運搬費の増額。

2目職員福利厚生費の減額は、職員福利厚生事業で物販事業の中止及び一部研修が中止に

なったことに伴います旅費の減額。

3目公有財産管理費の増額は、1、公有財産管理事業で、土地取得に係る仲介手数料の増、工事請負費で本庁舎長寿命化改修工事の入札執行残による減、公有財産購入費で洞爺町86番地1ほか7筆の4,010平米、約1,220坪の土地取得に係る部分の費用の増額となっています。備品購入費でシュレッター購入に伴う増額。2、町有住宅管理事業で、高砂職員住宅の浴室等改修による増額。3、基金管理事業で、入湯税の増税分の積立て1,300万円の増額です。

5目電子計算管理費の減額は情報管理事業で、勤務実績による報酬の減、L G W A N回線への切替えによる回線費の減、ホームページトップ画面の改修による保守委託料の増、国保や戸籍システム更新対応に伴うシステム更新委託料の増、事務機器等借上げで行政情報サーバー保守期限に伴う更新による借上料の減額でございます。

16ページ、17ページでございます。

7目財政会計管理費の増額は、財政会計管理事務事業で、感染症予防、風疹抗体の事業費の返還金となっています。

8目企画費の減額は、2、地域公共交通対策事業で、地域公共交通協議会負担金が地域公共交通活性化協議会委員報酬の減、地域公共交通運行補助金が利用者収入の減に伴っての補助金の増、生活路線維持事業補助金がバス路線の赤字額の減に伴う補助金の減額。3、企業版ふるさと納税活用事業で、A R制作委託料の減、パンフレット制作委託料の減、フリーW i - F i 整備工事入札執行残に伴います減額です。

10目自治振興費の減額は、自治振興事業で報償費が自治会長会議中止による減、伊達地方暴力追放運動推進協議会負担金が活動中止による減、自治会運営交付金が決算見込みによる減額です。

11目交通安全対策費の減額は、交通安全対策事業で、交通指導員の出勤回数の減に伴います報酬の減。

3項1目戸籍住民基本台帳費の減額は、戸籍住民基本台帳管理事業で、戸籍情報システム機器購入の執行残による減額です。

4項選挙費3目参議院議員選挙費の減額は、参議院議員選挙事業で、事業費の確定による減。

18ページ、19ページです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の減額は、1、社会福祉管理事務事業で、地域福祉計画策定委託料の入札執行残による減。3、生活館管理運営事業で、各種教室の内容の見直し及び中止による報償費の減。それから、灯油消費料の増に伴う燃料費の増及び電気料の高騰に伴う光熱水費の増が内訳となっています。

2目高齢者福祉費の減額は、1、高齢者福祉事業で、利用者増による委託料の増額、対象者の減による助成金の減額及び対象者の死亡及び転出による祝い金の減が内訳です。3、老人福祉施設入所事業は、入所者の減に伴います減額です。

3目心身障害者特別対策費の増額は、2、心身障害者援助事業で給付実績の減に伴います

補装具給付扶助の減でございます。こちら在宅でヘルパーが訪問し介護を受ける訪問系サービスや入所施設での昼間の介護や就労訓練等を行う日中活動系サービスなどの利用者が増加したことによる自立支援給付費扶助の増額です。額の大きいものについては、詳細に説明をさせていただきます。給与実績の減による自立支援更正医療給付費扶助の減。3、障害者地域生活・自立支援事業で、決算見込みによる業務委託料の減です。

4目介護保険費の減額は、介護保険特別会計繰出金事業で、介護保険給付費等の減に伴う繰出金の減額です。

6目後期高齢者医療費の減額は、後期高齢者医療事業で、保険基盤安定繰出金及び広域連合事務費繰出金の確定による減額です。

20ページ、21ページです。

3項医療助成費1目医療対策費の減額は、国民健康保険税収入の見込みの増による繰出金の減額です。

3目ひとり親家庭等医療助成費の減額は、ひとり親家庭等医療費扶助の決算見込みによる減額。

4目乳幼児等医療助成費の減額は、審査支払事務手数料等の件数減による手数料の減及び決算見込みによる乳幼児医療費扶助の減。

4項児童福祉費1目児童福祉総務費の減額は、子ども・子育て支援事業で、接種者の減による委託料の減額、私立幼稚園入園児の増加による負担金の増、接種者の減によるインフルエンザワクチン接種費用助成扶助の減、出生数や転出により対象児童数が減となったことによる児童手当の減及び出生数見込みの減によるおむつ支給扶助の減額です。

5項保育所費2目常設保育所費の減額は、1、子育て支援センター運営事業で、会計年度任用職員が月給から時間給職員への変更による減。2、常設保育所運営事業で、会計年度任用職員の手当支給率の変更による減、それから三つの保育所の修繕に伴う修繕費の増です。賄材料費の増、事務機器等コピーリース代金の変更による借上料の減及び二つの保育所の備品購入に伴う増額となっています。

22ページ、23ページです。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生管理費の増額は、水道事業会計・簡易水道事業特別会計繰出金事業で、消火栓修繕に係る水道会計受託工事負担金の減による減額及び電気料高騰等に伴う補助金の増額です。

2目予防費の減額は、1、予防接種事業で、決算見込みによる手当の減、実績による郵便料の減、ワクチン追加接種に係る医療従事者等への保険料の減、ワクチン接種委託料の決算見込みによる減、定期予防接種者の減。定期予防接種者の内容は、主に高齢者の肺炎球菌、それから日本脳炎ということで、これに伴う予防接種委託料の減。コロナワクチン集団接種に係る自動車借上料の減による減額及びオミクロン株対応に係るシステム改修費の増。3、結核・がん等検診事業で、コロナによる集団健診の中止に伴うがん検診の委託料の減。4、妊産婦・乳幼児対策事業で、妊産婦届出数の減。当初35名予定していましたが、実数

は30名ということによる健康診査の委託料の減額です。

2項1目環境衛生費の減額は、し尿等処理事務事業で、負担金確定による減額です。

4項清掃費1目清掃管理費の減額は、1、清掃管理事業で、ごみ収集・運搬業務委託の入札執行残による減及び決算見込みによる広域連合負担金の減。2、分別収集事業で、入札執行残による減額です。

24ページ、25ページになります。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費の減額は、農業委員会活動事業で、会議及び研修会の中止に伴う費用弁償の減。

2目農業管理費の増額は、農業管理事業で、農業用肥料高騰対策支援事業として2,131万5,000円を増額するものです。これは化学肥料高騰の影響を受けた農業者に対して、一部を支援することで農業者の負担を軽減して経営の安定化を図るということを目的にしたものです。国庫、道補助金を除いた値上げ額のうち、3分の1を町が補助するもので、残りの3分の1はJA、残り3分の1は農家の負担となり、とうや湖農協へ補助を行うというものです。さらに決算見込みによるリサイクル事業補助金の減及び事業不採択による経営継承・発展支援事業補助金の減額となっています。これは対象農家3件、1件当たり100万円を見ていたものです。

次に、3目農業振興費の減額は、国営大原地区畑地かんがい維持管理事業で、時間給職員の出勤数の減による報酬の減及び湧水処理を予定した事業が現地確認の結果、不用となったことに伴う負担金の減額ということです。額がちょっと大きくなっていますが、そういう理由でございます。

4目畜産振興費の減額は、畜産振興事業で、会計年度任用職員が月給から時間給に変更になったことによるもの。

2項林業費1目林業振興費の減額は、林業振興事業で、有害鳥獣の協議会において国の交付金事業を実施したことによる委託料の減、就業日数が条件未満となったことでの就業条件整備事業負担金の減、植栽方法の変更、人力から機械による植栽単価の減に伴う補助金の減及び決算見込みによる整備事業補助金の減額です。

3項水産業費1目水産業振興費の減額は、海の華運営補助事業で、事業費確定による管理棟整備事業補助金の減、海の華の屋根改修修繕、堆積場の増設、道路整備等の施設整備や運搬費の高騰、処理量の増加に伴う施設運営補助の増額です。

26ページ、27ページ。

7款1項商工費1目商工振興費の減額は、1、商工管理事務事業で、決算見込みによる減。2、道の駅等施設維持管理事業で、道の駅とうや湖照明器具修繕などによる増。3、地域振興事業で、報酬から費用弁償まで、地域おこし協力隊の未採用に伴う減額、会議等の中止による普通旅費の減、移住体験住宅の休止による光熱水費の減、地域おこし協力隊の未採用による借上料の減、研修等の未開催による研修負担金の減、新規見込み件数の減によるチャレンジショップ支援事業補助金の減及び協力隊員の未採用に伴う家賃補助金の減額となってい

ます。

2 項観光費 1 目観光振興費の減額は、観光振興対策事業で、執行残による旅客誘致活動負担金の減、クラウドファンディング収入の増によりトリアスロン大会補助金の増額、事業の中止による産業まつり補助金の減、執行残による施設改修事業補助金の減及びクラウドファンディング収入の減による大会実行委員会交付金の減額です。

2 目観光施設管理費の減額は、西山・金比羅火口散策路管理業務事業で、管理業務と草刈り業務委託料、それぞれ入札執行残及び散策路の新しい見学コースを設定するために必要な原材料費の増額です。28ページ、29ページ。6、中島・湖の森博物館管理運営事業で、ライブカメラ未稼働による通信運搬費の減、中島の園地整備の入札執行残の減額。こちらについては、工事費の3,070万円は繰り越すものでございます。13、洞爺・水の駅管理事業で、エアコン等設置工事に伴う執行残の減額及び15、財田地区公園施設維持管理事業で、財田トイレ解体工事に伴う執行残による減額です。

3 目ジオパーク推進費の減額は、1、ジオパーク推進運営事業で、報酬から費用弁償まで学術専門員、会計年度任用職員ですが、中途退職に伴う減額及びコロナの影響による事業未実施に伴う推進協議会負担金の減。2、過疎地域持続的発展支援事業で、学術専門家による活動謝金の辞退による減額です。

8 款土木費 2 項道路橋梁費 1 目道路橋梁維持費の増額は、2、虻田地区道路橋梁保守事業で、報酬から時間外の増による増額、期末手当及び社会保険料等の実績による減、積雪量等の増による除雪費の委託料の増額及び洞爺湖温泉月浦・花和街路灯改修工事の入札執行残です。4、橋梁長寿命化計画修繕事業で、委託料がそれぞれ入札執行残に伴います減額及び湯元橋修繕工事の執行残に伴う点検負担金の減額となっています。

30ページ、31ページです。

3 項 1 目河川費は、河川管理事業で、浚渫工事の地方債、緊急浚渫推進事業債でございませけれども、借入れによる財源補正です。

4 項公園及び緑化費 2 目湖畔公園緑化費の増額は、温泉・月浦地区環境整備事業で、屋外トイレ修繕費の増額。

5 項都市計画費 1 目都市計画管理費の減額は、公共下水道事業特別会計繰出金事業で、決算見込みによる減額。

6 項住宅・建築費 2 目住宅管理費の減額は、町営住宅管理事業で、エレベーター修繕による増、委託料はいずれも入札執行残の減額、工事請負費は3号団地1・2号棟屋上防水工事等の入札執行残の減額、町営住宅敷金還付金は、退去見込みの増による増額。

9 款 1 項 1 目消防費の減額は、西胆振行政事務組合負担金事業で、令和3年度負担金決算による精算に伴う減額です。

2 目災害対策費の減額は、災害対策事業で、災害救助の未発生によりまして報償金の減、避難訓練規模縮小等による費用弁償の減及び会議の書面開催に伴う旅費の減額です。32ページ、33ページです。避難訓練中止による工事借上料を除き、決算見込みによる減額です。

10款教育費 1項教育総務費 3目諸費の減額は、1、教育推進事業で、学校運営協議会開催実績により委員報酬の減、会計年度任用職員報酬から8節まで実績による減額、洞爺地区等通学等助成金は対象者数の減。30名予定しておりましたが24名ということで、それに伴う減。2、教育改善推進事業で、事業中止による減。4、小中学校スクールバス等運行事業で、バス回数の減による減額です。

2項小学校費 1目小学校管理費の減額は、小学校管理事業で、温泉小教育用タブレット更新に伴うリース料の減及び実績による教育旅行負担金の減額です。

34ページ、35ページ。

3項中学校費 1目中学校管理費の増額は、中学校管理事業で、電気料高騰による洞爺中学校の暖房料の増などにより光熱水費の増額、実績による健康診断委託料の減、洞爺中学校アクセスポイントライセンス更新業務の執行残で使用権許諾料の減、校外学習等の減による自動車借上料の減、洞爺中学校用タブレット更新に伴うリース料の減による借上料の減及びコロナ対策により各学校の負担がなかったことにより教育旅行負担金が減額となったものです。

4項社会教育費 1目社会教育総務費の減額は、社会教育管理事務事業で、報酬及び費用弁償は、事務補助員任用期間の減に伴う減額、実績による人づくり育成事業補助金の減額。

2目社会教育奨励費の減額は、社会教育奨励事業で、地域未来塾及びICT遠隔教育事業の実績による減、それからフレンドリーツアー中止による通信運搬費の減及び研修中止による研修派遣事業負担金の減額です。

3目社会教育施設費の減額は、2、社会教育施設維持管理事業で、会計年度任用職員の雇用形態の変更、共済費の未加入等による社会保険料等の減額。4、洞爺湖芸術館管理運営事業で、特別展保険料の実績に伴う減額。

5目文化財費の減額は、文化財保存整備事業で、入札執行残により改修業務委託料の減、縄文ロード整備工事及び縄文サイン設置工事の入札執行残による減及び活動休止による補助金の減額です。

36ページ、37ページ。

5項保健体育費 1目体育奨励費の減額は、1、保健体育管理事業で、スポーツ推進委員会会議の回数減。これは書面開催等に伴う減。2、社会体育振興事業で、各スポーツ事業中止による報償金の減額です。

3目給食施設費の減額は、1、洞爺給食センター運営事業で、決算見込みによる報酬の減。2、虻田給食センター運営事業で、報酬から社会保険料等まで会計年度任用職員の決算見込みによる減及び蒸気ボイラーの修繕料に伴う増額です。

11款 1項公債費 1目元金の減額は、地方債償還元金で、令和3年度の事業実績に伴う借入金の減、臨時財政対策債の利率見直しによる減です。

2目利子の増額は、地方債償還利子で令和3年度事業債の借入利率の増による増額、一時借入金利子で一時借入金見込額の減による減額です。

12款 1項 1目給与費、マイナンバーカード交付金事務費補助金の事業充当による財源補正

です。

38ページ、39ページ。

13款1項1目予備費は、297万3,000円の増額です。

14款1項新型コロナウイルス感染症対策費1目生活支援対策費の減額は、1、妊婦応援特別給付金事業で、妊娠届出数の減。当初見ていたのは40名ですが見込みは30名ということで、これに伴います特別給付金の減。2、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業で、時間外勤務手当から臨時特別給付金まで、事業実績に伴う減。3、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業で、実績による給付金の減。4、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、これは上乘せ分で、実績による給付金の減。5、生活支援商品券給付事業で、実績による委託料の減。9、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業で、こちらは価格高騰対策緊急支援給付金ですけれども、報酬から緊急支援給付金まで実績による減。10、元気湧く湧く商品券給付事業で、実績に伴う委託料の減額となっています。

最後のページ、40ページ、41ページです。

2目の経済対策費の増額は、1、商工支援対策事業で、プレミアム商品券発行事業補助金が事業費確定による執行残の減額、中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金活用支援金が給付申請者の増による増額、漁業用資材価格高騰対策支援金が燃料や資材の高騰により厳しい状況に直面する漁業者の事業継続を支援する予算の増額です。内訳としましては、5万円を3件で15万円、10万円を4件で40万円、15万円を5件で75万円、20万円を16件で320万円を見ているものがございます。貨物自動車運送事業者燃油高騰対策支援金で、事業費確定による執行残の減額。2、観光支援対策事業で、ジオパーク・縄文を活用した観光資源魅力推進事業補助金が一部のツアー販売本数の減による減額、宿泊割引事業補助金が1,495万9,000円の増額です。こちらについては、期間が令和5年5月8日から令和6年2月29日まで、対象1万人、1人1泊につき大人2,000円、子どもは1,000円割引するという事業でございます。事業主体は洞爺湖温泉観光協会ということでございます。こちらについては、令和5年の繰越しが前年度分の額と合わせまして事業費令和5年は2,150万円が全体の事業予算となるという計画でございます。前年分で654万1,000円、それから今回追加します1,495万9,000円を足したものということです。洞爺湖満喫クーポン事業補助金の実績による減。

3目衛生対策費の増額は、新型コロナウイルス感染症集団感染医療機関等支援事業で、クラスター発生に対する支援金ということです。1名当たり3万円ということで、4施設64名ということでございます。その額で192万円を増額するというものでございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） まず1点は、歳入のところで、地方交付税ということで、これは令和4年度限りということで7,786万3,000円入ってきているのですが、先ほど説明されたように地方創生臨時交付金ということだと思っておりますが、これはいろいろ手法があると思うのですが、こういう事業をやるから地方創生交付金をお願いしたいというのを出すのと、あるいはまた国のほうから経済対策の一環として何々をやりなさいということで交付される、その二通りあると思うのですが、どちらのほうなのか。

それから、ページ数は15ページでいきますが、固有財産管理費で、先ほど固有財産の購入費ということで洞爺町86番地の1、1,220坪ということで、どういう単価基準で購入するようになったのか、その辺を伺っておきたいと。それから大事なことは、購入することは自分も以前からあの土地は購入したほうがいいのではないかと考えていた一人ですからよかったですなと思っているのですけれども、ただ、あの土地をどういう有効利用をして、どういう利用価値を高めて洞爺湖町のまちづくりの一助にしようとしているのか。計画性を持っての購入なのか、それとも別な要因があつての購入なのか、その辺お聞かせください。

この2点、お願いします。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） 歳入の地方交付税で、普通交付税で7,786万3,000円を追加で増額補正させていただきました。内容につきましては、令和4年度の国の2次補正予算によりまして普通交付税が追加交付されたものでございまして、議員おっしゃられましたように地方創生臨時交付金としてではなく、普通交付税として措置されたものでございます。ですので、用途につきましてはあくまでも市町村の実情に応じて、普通交付税の増額分については、用途は特定されるというものではございません。今回の補正予算につきましては、農業の追加の支援の分、あと除雪費の増の分、それから漁師への経営支援の分、それらに増額分を充てたところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 佐野洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（佐野大次君） 今回の洞爺町86番1ほか7筆の取得の関係でございます。

まず、用地取得の価格につきましては、今回はこちらの土地を所有者、カワタコウタロウさんが購入したときの価格を基準として双方で決定しております。現在は、その母親が相続しているところで、今回の購入はその母親、また保佐人がついで中の契約となっているところでございます。

取得の理由でございますけれども、洞爺地区の中心市街地における地域の拠点施設となっているとうや水の駅に隣接する現在未活用になっている土地を取得することで、今後の地域活性化に向けた活用を図ることとしてございます。現在はこの後、土地利用としてどういったものを建てる、何を整備するといったものはまだ決まっておりませんが、地域振興のために活用するための先行取得として今回取得するものでございます。

○議長（大西 智君） 1番、越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 先ほどの歳入の件は、間違っていたね。分かりました。

ただ、今洞爺湖町全体で経済にコロナで傷ついたということで、大変困っている方々が、農業者、漁業者、商工業者ばかりではなくて、商工会といったところに参加していない方々でも支援策を求める声というのは聞こえてきていますから、その辺は今後どのような対策を取るのか、伺っておきたいなと思います。

それから、土地購入の価格の件だけれども、持っていた方が購入したときの価格で買うと。ということは、土地は変動なんかがあったらと思うのですよね。その変動というのはそれこそどういう整理の仕方をしたのかなど。利用度の関係で、あそこを利用する、あるいはある意味では開発行為というのは、自分は好きではないのですが、あそこへ何かを建てるにせよ、どういったところで建物を建てるならば協議を深めるのかと。これは大事なことだと思うのですよ。少なからずや、洞爺地区の住民の方々というのは、あの土地には愛着心がありますので、将来このような土地利用してほしいという思いを持っている方もいるようですから、したがって、そういう声をどう吸収されて、どういう場で協議を深めてこれから利用計画を立てていこうとするのか、その辺伺っておきたいなと思います。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） 私のほうから、まずコロナ禍が長引いた中で、農業者、漁業者、商工会に参加されている方以外でも苦しんでいる方がたくさんおられるということで、そういったお話は伺っているところでございます。

町といたしましても、臨時交付金等を活用させていただいた中で、様々な経済対策を打ち出して消化してきたところでございますけれども、今後何ができるかということにつきまして、臨時交付金の予算も今回補正で上げさせていただいていました漁業者の支援ですとか、新年度に繰り越しました洞爺湖割ですか、の部分ではほぼ使い果たすという状況下でございます。

その中で新年度、事業者のほうでどんなことが望まれているのかという情報収集をさせていただいた中で、あとは財政部局のほうとも協議させていただきながら、いかにせん事業費を伴う話でございますので、その辺しっかりと協議しながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからございました洞爺町の土地についてでございますが、まずは洞爺地区の中心市街地基本計画というのが町村合併以前から策定されておりまして、このたび洞爺地区の中心市街地活性化のため、大変利用価値の高い大規模空き地として先行していきたいというところでございます。

旧洞爺村時代に土地取得を目指しておりまして、これが町村合併当ても土地取得を試みたのですが、今回7筆、8筆ということで1筆になるということで、なかなか今まで取得ができなかったのですが、そういった点で、このたび洞爺地区中心の市街地基本計画、そしてまた水の駅NPO法人からも様々な住民の利便性、湖岸の活用とか、観光資源、あるいは

は地域交通のバス停のいわゆる整備関連等ということで、そういった要望も出てきております。

今、議員ご指摘のとおり、今後の土地利用につきましては、基本計画を踏まえまして、また水の駅、洞爺湖芸術館に隣接したまとまった土地でもありますし、官民一体となって地域の、特に洞爺地区の皆様のご意見を内々で聞いていますと非常に熱い思いがありますので、まずはここは先行取得して、その後、市街地の整備改善、さらには商業等活性化に向けて、地域の皆様と一緒に検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大西 智君） 1 番、越前谷議員。

○1 番（越前谷邦夫君） 経済部長からの答弁はよく理解しました。だけど、それと併せて、観光商工業者等々にも入っていない方々でも支援を求める声というのは随分聞こえていますので、これからの地方創生臨時交付金が国からどうなのか、こうなのか、まだはっきり見えていないところだと思いますけれども、部長言われるように、支援策というものは避けて通れないのではないかなと思いますので、その点力強いメッセージを発信できるようによろしくお願ひ申し上げたいなと思うのですが、質問でなければならぬから、その辺もう一度お願ひしたいなと思います。

それから、土地購入の関係は、自分は先ほども言ったように賛成なのですよね。ただ、あの土地がどういう利用をされるのかと、これが大事なところだと思うのですよ。それで、洞爺地区というのは、どういう地区に位置づけを図ってまちづくりを進めていくのかという根幹がはっきりしないと駄目だと思うのです。どういう地域に位置づけしてやっていくべきなのか。私は短絡的に考えているのですが、洞爺地区というのは非常に風光明媚なところだし、自然の資源も多くある。ということは、自然と調和の取れた教育文化の香り高い地域の位置づけというものを図ってもらいたいなと思うのですけれども、その辺はどんなものでしょう。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、洞爺町の土地のほうでございますけれども、まさしく今、議員おっしゃったように風光明媚、また昔から歴史のある三樹園もありますし、そういった点で、今回の洞爺地区中心市街地活性化基本計画というのが従前からありましたので、ここをもう一度精査しながら、また洞爺町の関連、住んでいる方たちと協議会等も様々な形の中で検討して情報共有しながら、今回可決していただければ、この土地をしっかりと有効活用していきたいと思っているところでございます。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） 私のほうから、先ほど議員からご指摘いただきました力強いメッセージをということでございましたけれども、当然、生活に苦しんでいる方は大勢おられる中で、経済部局といたしましては、そういった方々のお話を聞く側の立場ということで、しっかりとお話を聞かせていただいた中で財政部局に力強く申入れしていきたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 私からは、2点ほどお聞きしたいのですが、一つは、それぞれの中に会計年度任用職員の報酬が含まれているわけですが、例えば先ほどの副町長の説明の中では、会計年度任用職員の給与については、月額から時間給に変更したことによってということで、実は保育所においても減額されていますし、畜産振興費についても会計年度任用職員の報酬が減額されています。そのほかにも減額がされているのかもしれませんが、この辺についての説明というのは、今まで伺ったことがなかったので、会計年度任用職員の待遇等の変更がされたことによってのことなのか、なぜこのように月額給から時間給に変更になったのか、この辺について説明をいただきたいと思います。

それから、29ページなのですが、ジオパーク推進費の関係でお聞きしますけれども、新年度はユネスコ世界ジオパーク再認定の年だということで、その中で、今回学術専門員の退職によって212万円の減額が行われています。ユネスコ世界ジオパークの認定の要件に、そういう学術専門員を配置してということがあったわけですが、それで随分以前も苦労したことがあります。今回4月から新たに採用されるのかもしれませんが、実は度々こういうことが起こっているのですよね。途中で辞めていく。これはたしか2回目かな、3回目だったかな。とにかく定着しないのですよ、学術専門員が。なぜ定着しないのか。そして、今後採用を考えているのでしょうか、何か定着させるための対応というのは考えられているのかどうか。

その辺なぜこういうふうに繰り返されるのかということについて、理由を述べていただくとともに、ユネスコの再認定への影響はないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） まず、子育て支援センター運営事業のところ、月額給から時間給に変更したことに伴いまして、今回減額補正を上げてございます。この理由につきましては、子育て支援センターに正規の職員が配置されたという形で、月額給までの業務がなくなったという形で時間給に切り替えたというような形でございます。

○議長（大西 智君） 片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸昭弘君） 畜産振興費の会計年度任用職員の減額の関係でございますけれども、当初予算では6か月の会計年度任用職員を募集したのですが、応募が全くなくて、代わりにパート職員の採用に切り替わったということからの減額ということでお願いします。

○議長（大西 智君） 武川副町長。

○副町長（武川正人君） ジオパークの関係は、私のほうからお答えさせていただきます。

学術専門員は世界審査のときの要件にはなっているのですが、非常に専門性が高い子どもたちで、今回の場合は、名古屋大学のほうで追加の採用があったということで、そ

らの専門研究のほうへ行くということでどうしても、これはどこのジオパークでもそうなのですけれども、それぞれ市町村の中で一緒に仕事をするというのは、ただそれだけではなくて、町のいろいろな啓発活動であるとか住民活動であるとかというものに対しても一緒に参加してくれということ言うのですけれども、前に退職した前任の今回の前の職員も、それは私の職種ではないということで、協調性とかという部分ではとても難しいことでした。

今回の場合は、定着してくれるかなと思ったのですけれども、どうしても名古屋大学のほうで新しい採用があったということで、引き抜きのような形で行ったのですけれども、その後、募集もかけまして、今年の審査には何とか間に合うように、新年度の頭から、元教職員で今ジオパークの中で活動もしているという職員が何とか応募してくれましたので、それはやっぱりユネスコの大きな看板をしょっているというところもあったかと思えますけれども、そういうことで対応して、何とか審査に備えるような準備は整えてということで考えております。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 最初、保育所のほうの説明については、よく理解できなかったのですよね。もともとは会計年度任用職員を採用するところが、正規の職員になったということで、会計年度任用職員ではなくて正規職員になったので、その分減額したということなのか、あるいは途中で変わったのか、その辺も含めて。中途でもし変えたとすれば、どういうことなのかということもお聞きしたいのです。

それから、ジオパークのほうは、本当に苦労しているのはよく分かるのですよ、現場で。学術専門員の方、前々回の方もなかなか地域での防災やジオパークの学習の機会に住民の方々との関わりはあまりされなかったということで、現場からもいろいろちょっと不満が出ていて、本人もそういう意欲がなくて辞めてしまったと。採用のときには、多分そういうこともちゃんと説明した上で採用されているのだと思うのですよね。今回途中で退職された人も、両方に採用試験を受けていたらしいのですけれども、後になって採用するという事になったみたいですね、名古屋大学のほうですか。たとえそういったことについても、ちゃんと条件をつけて採用したのか。その辺が曖昧で、辞めますと言えば、そうですかというふうになってしまっているのか、その辺がもうちょっと慎重であるべきだし、本人との間でしっかりとそういった合意を結んでおく必要があったのではないかなという気がするのですけれども、いずれにしても、今年は再認定の大事な年です。ここで有珠山ジオパークが世界ユネスコの認定から外れるなどということになれば大変な事態になりますから、そこら辺はやっぱり慎重に扱っていただきたいし、影響のないようにしていただきたいと思うのですが、その辺は大丈夫なのですね。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 職員の配置ということですが、当初、兼務発令でずっと来ていた部分が専任になったという形になります。それで、年度当初の配置の段階で予算的には月額給で取っていたのですけれども、専任発令がされたので月額給の職員で対応したとい

う形の減額になっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 武川副町長。

○副町長（武川正人君） 今回は、同じ轍を踏まないということで、事前にうちの職員が現地に行って、そういう状況で2回連続そういう事態になっているということを踏まえて、本人に十分話を聞いて、途中でまた戻るとかそういうことがないようにということで、十分念を押してきております。

それから、今度の採用する職員については、社会経験も十分あって、今までのように学校から出てきて、研究室から出たことない、アルバイトもしたことないというような子ではないので、何とか地域の人たちと一緒に活動をやってくれるのではないかなということで確信しております。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第9号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開を4時30分といたします。

（午後 4時23分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 4時30分）

○議長（大西 智君） 本日の予定では、令和5年度の予算の部分での特別委員会を設置するところまでを議運で予定されていたのですが、5時まで終わらない部分があるかと思っております。その部分で延長して、本日の会議のほうを進めていきたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） それでは、引き続き一般議案を進めてまいりたいと思っております。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第9、議案第63号令和4年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書の31ページをお開き願いたいと思います。

議案第63号令和4年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,733万2,000円とするものです。

以下、事項別明細により説明をさせていただきますので、事項別明細の4ページ、5ページ目をお開きください。

初めに、歳入でございます。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税の増額は、医療給付費分現年分、後期高齢者支援金分現年分及び介護納付金分現年分、それぞれの決算見込みによる増額です。

2款道支出金1項道負担金1目保険給付費等交付金の減額につきましては、保険給付費の支払い見込みによる減額です。減額理由の詳細は、歳出においてご説明いたします。

4款1項繰入金1目保険基盤安定繰入金1節保険基盤安定繰入金の増額は、軽減分、支援分及び未就学児均等割保険税繰入金のそれぞれが決算見込みによる増額です。

4目財政安定化支援事業繰入金の減額は、決算見込みの確定による減額。

5目その他一般会計繰入金の減額は、財源調整による減額です。

6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の減額は、一般管理事業で、電算事務システム変更による減額です。

2款保険給付費1項保険給付費1目療養費及び2目高額療養費の減額は大きくなっております。こちらにつきましては、多額の医療費を要します指定難病の方及び重度医療を要します入院患者の方など複数名被保険者資格を喪失したことに伴うものでございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号令和4年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号令和4年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第10、議案第64号令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 続きまして、議案書の34ページをご覧くださいと思います。

議案第64号令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ723万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,401万2,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

議案書の37ページをご覧くださいと思います。

第2表、繰越明許費でございます。

1款公共下水道費2項下水道建設費、虻田終末処理場外改築更新事業で7,700万円の繰越しでございます。

第3条の地方債の補正については、事項別明細でご説明いたします。

以下、事項別明細でご説明しますので、4ページ、5ページ目をご覧ください。

歳入でございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1目下水道使用料の増額は、決算見込みによる現年度賦課分の増額です。

3款国庫支出金1項国庫補助金2目浄化槽設置整備事業費国庫補助金の減額は、事業費の確定による減額です。

5款1項1目繰入金、一般会計繰入金の減額は、決算見込みによる減額です。

8款1項町債1目下水道債の減額は、事業費確定による減額です。

議案書の37ページの「第3表 地方債」の補正は、公共下水道事業で、変更前の限度額を

7,280万円から変更後の限度額を7,200万円、80万円を減額し、変更するというものでございます。

事項別明細に戻っていただきまして、6ページ、7ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款公共下水道費1項下水道管理費1目一般管理費の減額は、賦課徴収事務事業で、水道料金システム移行が令和5年度へ延期となったことによる執行残。

2目公共下水道施設維持管理費の減額は、公共下水道施設維持管理事業で、電気料高騰による光熱水費の増、決算見込みによる修繕費の減及び運搬処理量の減に伴う決算見込みによる減、こちらが内訳となっております。

3目特定環境保全下水道施設維持管理費の減額は、特定環境保全下水道施設維持管理事業で、決算見込みによる減額。

4目浄化槽設置整備事業費の減額は、浄化槽設置整備事業で、事業費確定による減額でございます。

1款公共下水道費2項1目下水道建設費の減額は、下水道建設単独事業で、事業費確定による減額です。

3款1項1目予備費は、45万3,000円を減額するものでございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第11、議案第65号令和4年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君）　続きまして、議案書の38ページをお開き願いたいと思います。

議案第65号令和4年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,620万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,685万3,000円とするものでございます。

以下、事項別明細によりご説明をいたしますので、4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございます。

1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料の減額は、第1号被保険者等の減による減額でございます。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金の減額は、介護給付費の減に伴う減額。詳細は、歳出の減額説明で行います。

2項国庫補助金1目調整交付金の増額は、財政調整交付金の率の確定による増額。

2目地域支援事業交付金の減額は、各種事務事業の決算見込みによる減額。

3目地域支援事業交付金の減額は、包括的支援事業の決算見込みによる減。

4目保険者機能強化推進交付金及び5目介護保険保険者努力支援交付金の増額は、いずれも交付額の決定による増額です。

3款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金の減額は、介護給付費の減による減額。詳細は、歳出の減額説明で行います。

2項道補助金1目地域支援事業交付金の減額は、各種事業の決算見込みによる減額。

3目地域支援事業交付金の減額は、包括的支援事業の決算見込みによる減額です。

それでは、6ページ、7ページをお開きください。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金の減額は、介護給付費の減に伴います減額。詳細は、歳出の減額説明で行います。

2目地域支援事業交付金の減額は、各種事業の決算見込みによる減額。

6款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金の減額は、介護給付費の減による減。

2目地域支援事業繰入金の減額は、各種事業の決算見込みによる減。

4目その他一般会計繰入金、事務費繰入金の減額は、総務費の減に伴う減額。

5目地域支援事業繰入金の減額は、包括的支援事業の決算見込みによる減。

2項基金繰入金1目介護保険給付費支払準備基金繰入金の減額は、介護給付費の減に伴う繰入金の減額です。

8ページ、9ページ。こちらから歳出になります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の減額は、一般管理費で、決算見込みによる減。

2項介護認定審査会費2目認定調査費の減額は、主治医意見書の作成件数減及び認定調査件数減による減額です。

2 款保険給付費 1 項 1 目介護サービス等諸費の減額は、コロナ感染症の影響により居宅介護サービスのうち訪問サービス利用者や通所サービス利用者が減少したこと、また地域密着型介護サービス及び施設入所者について介護度の低い方の入所が増加したことなどから、給付費が抑制されたことによる減額。

2 項 1 目介護予防サービス等諸費の減額は、コロナ感染症の影響により訪問サービスのうち訪問看護利用者や通所リハビリの利用者が減少したことなどから、給付費が抑制されたことによる減額です。

3 項 1 目高額介護サービス等費の増額は、高齢者介護予防サービス費の増に伴う増額。
10ページ、11ページになります。

4 項 1 目高額医療合算介護サービス等費の減額は、決算見込みによる減。

5 項 1 目特定入所者介護サービス等費の減額は、施設等入所者に対する居住費、食費にかかる補足的給付の対象者が減少したことに伴います減額。

6 項その他諸費 1 目審査支払手数料については、財源補正です。

3 款地域支援事業費 1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費の減額は、コロナ感染症による事業縮小に伴う介護予防サービス委託料の減及び総合事業利用者の減による介護サービス負担金の減額によるものです。

2 項 1 目包括的支援事業費の減額は、包括的支援事業で、会計年度任用職員の勤務実績による執行残及び家族介護用品支給の対象者減少による減額です。

6 款 1 項 1 目予備費で、1,533万1,000円の増額となっております。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） ここでちょっとお聞きしたいのですが、介護保険の今回の補正は、4,620万8,000円もの大幅な減額となりました。その理由として、先ほどの説明によりますと、コロナ禍による訪問、通所の減額であったり、あるいは、終わりのほうで説明がありました。が、補足給付の引上げなどによる入所者の減だという状況の説明がありました。

これは、決算上は確かに結果としてはこうなのですが、問題はこうしたサービスを受けられない、また受けなかった高齢者の方々が今どういう状況にあるのかと。介護保険では、実際にサービスを利用しないからサービスの提供をしていませんと。だから、かかった費用は減額しましたで済むかもしれません。しかし、介護を必要としている町民の方々がそれで減っているわけではないと思うのです。その点で、町民のそうした介護を、また介護を必要とする人たちの状況については、どのように対処されているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの今回の大幅な減額に伴います、いわゆる保険サー

ビスの利用を必要とされるような方々への対応はといったようなところでございますけれども、まず町といたしましては、今サービスにつながっている人たちの部分につきましては、しかるべき、例えば施設であれば、推進会議等々の定期的に開催されております中で情報の提供をいただきながら情報共有を図っております。それから、地域包括センターを中心といたしまして、地域ケア会議といったことの中でケアマネジャー、それから関係機関の方々が一堂に会しまして、そういった情報交換を行うような場の中におきましても、いわゆる保険者といたしましては、情報の収集に当たっているところでございます。

町といたしましては、こういった関係機関との連絡調整の中において、いわゆるサービスにつながっていない方につきましても、地域包括センターのケアマネ、あるいは施設等々のケアマネからの情報等々をいただきながら、そういった方々ができるだけ可能な限りサービスにつながるような仕組みといたしまししょうか、働きかけといったものにつきましては、日頃から行っているところでございます。

このような状況の中でございますので、現状におきましては、町といたしましては、包括を中心としながら、まずは情報をしっかりと収集した中で、サービスを受けられないような方の掘り起こしといたしまししょうか、できるだけそういった方々が出ないようにといったような働きかけについて、現在行っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 地域ケアマネジャー含めて情報交換をして、そういう方々のサービスにつながるように努めているという説明でしたけれども、サービスにつなげるといっても、サービスを受ける場合には、それなりの費用もかかる分けですよね。そうすると、こういう方々がそもそも、コロナ禍も含めてですけれども、サービスを受けられない、受けたくて受けられない状況の中でどうやってサービスにつないでいくのかと。その辺については、行政側としての対応は待ちの姿勢になっているのかなと。ケアマネジャーが情報を得て初めてどういう方がどういう状況になっているかが分かるというような状況でしょう。

そうすると、今までサービスを受けていて、サービスを受けられなくなった方が今どんな状況にあるのかということをしかりと、例えば訪問であるとか、対面で調べて、中には認知症が進んだり、家族の介護によって大きな負担を強いられているなどという状況もあると思うのですよ。そういったことをしかり町が把握して、そしてそこに支援の手を差し伸べていくという対応が私は必要だと思うのです。その辺の努力がされているのかどうかということを一いつ伺いたいのと。

それから、以前から、私、問題提起しておりますように、補足給付が大幅に解約されました。ですから、今まで、例えば預貯金の金額であるとか、そういったものが一定の金額以下であれば補足給付も受けて、安い料金で施設等に入所することもできたということもあるのですが、それが、はっきり言えば解約されまして、大きな負担をしなければならなくなった。だから施設の利用はもうできませんとあって、本来ならそういう方たちも施設に入所が必要

なのけれども、それができないまま自宅で介護を受けざるを得ないとか、あるいは病院に入院しなければならないとか、そんなことが出ていると思うのです。その辺の実態はどのように把握しているのですか。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） まず最初に、ご指摘のございました、町としていわゆる積極的な情報収集、実態把握について行っているのかというところでございますけれども、この部分につきましても、ただ単に何か情報を、例えば自治会のほうから何か情報を得たよ、民生委員のほうから情報を得たよ、福祉委員のほうから情報を得たよということで動くということではなくして、包括にいるケアマネのほうから定期的に、例えば電話をするであったり、訪問を通じましてそれぞれ実態の把握には積極的に努めているところでございます。

それから、2点目の補足給付の部分のお話のございました。これは、ご承知のとおり、昨年、国のほうで改正が見られまして、いわゆる今お話のありました預貯金等に依じて、これまでである一定金額といった部分で線が引かれまして、正確に数値のほうは、今回誰々が外れたのかということまでつかんではおりませんけれども、ただ、前回のときも同じような答弁をさせていただきましたけれども、もしそういった施設側のほうで例えば補足給付を受けられないことによりまして、生活の困窮、あるいは施設を出なければならないような事態に陥られるような入居者の方、あるいはサービス受給者の方がおられるようでしたら、それにつきましては、早急にご連絡をいただきたいといったものにつきましても、それぞれの施設のほうにご説明をさせていただいた上で、必ず情報共有を図らせていただいております。

町といたしましては、このたびの補足給付の改正によりまして、そういった方が現に存在して、町のほうにどうしても相談をしたいのだといったようなお話というのは、受けていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

10番、石川議員。

○10番（石川邦子君） コロナの関係で、介護施設でクラスターが発生したり、今回はデイサービスもちょっと控えようかとか、そういうことで給付費が下がっているということがあっているのではないのでしょうか。本来であれば、今施設に入りたいけれども、やはりコロナ禍の中で今はもうちょっと控えようかなとか、デイサービスもそうですけれども、そういう影響が出ているのかなと私は思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 今のご指摘の部分につきましても、実際に聞いている話の中におきましては、そういったコロナを心配といいましょうか、当然接触は避けたいといったご本人の意向の中からサービスは控えていると言われる方も中におられたのは事実でございます。ですので、その部分での給付費にサービスを受けなかった部分のものにつきましても、この中の減額のうちには相当分含まれているものというふうに保険者としては認識している

ところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号令和4年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号令和4年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第12、議案第66号令和4年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 続きまして、議案書の41ページをご覧いただきたいと思います。

議案第66号令和4年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ798万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,700万円とするものでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、事項別明細の中でご説明をいたします。

それでは、事項別明細の4ページ、5ページをご覧いただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目負担金の増額は、一般住宅等の加入増による増額です。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目使用料の増額は、決算見込みによる増。

2 項 1 目手数料の増額も決算見込みによる増でございます。

5 款諸収入 1 項 1 目雑入の増額は、決算見込みによる増額。

6 款 1 項町債 1 目簡易水道債の減額は、配水管布設替え工事等の事業費確定による860万円の減額。それから、法適化支援業務事業の確定による10万円の減額は内訳です。

44ページの第2表、地方債補正をご覧いただきたいと思います。

簡易水道事業で変更前の限度額を4,740万円から変更後の限度額を3,880万円に860万円減額、公共企業会計法適用事業で変更前の限度額を830万円から変更後の限度額を820万円に10万円を減額し変更するものでございます。

事項別明細の6ページ、7ページ、歳出をご覧いただきたいと思います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の減額は、一般管理事務事業で、水道料金システム移行が令和5年度へ延期になったことによる執行残です。

2款簡易水道施設費1項施設管理費1目簡易水道施設維持管理費の増額は、簡易水道施設維持管理事業で、電気料の高騰による決算見込みによる光熱費の増。回線使用料等決算見込みの増。12節委託料がそれぞれ入札執行残による減。量水器取替工事の執行残による工事請負費の減及び水道メーター購入の決算見込みによる備品購入の減額です。

2項1目簡易水道建設費の減額は、簡易水道建設事業で、工事の入札執行残による減額です。

4款1項1目予備費で、47万円の増額をするものでございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号令和4年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号令和4年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第13、議案第67号令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 続きまして、議案書45ページになります。

議案第67号令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,788万2,000円とするものでございます。

以下、事項別明細によりご説明いたしますので、4ページ、5ページ目をお開きいただきたいと思っております。

歳入でございます。

1款1項1目後期高齢者医療保険料の増額は、決算見込みによる増額です。

2款繰入金1項一般会計繰入金1目保険基盤安定繰入金の減額は、保険基盤安定負担金の確定による減額です。

3目その他一般会計繰入金の減額は、広域連合市町村事務費負担金の確定による減額でございます。

6ページ、7ページの歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の減額は、決算額の確定による事務費負担金の減等によるものでございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第67号令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第14、議案第68号令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 続きまして、議案書の48ページをお開き願いたいと思います。

議案第68号令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

第1条、令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。補正額は、収入、支出とも140万円の増額補正でございます。これに伴いまして予定額の合計を収入、支出とも2億6,050万円とするものです。

補正予算に関する説明書の4ページをご覧くださいと思います。一番最後のページになります。

収益的収入では、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益で167万5,000円の減額。水道料金収入の見込みによるものでございます。

2目受託工事収益で192万5,000円の減額。予定していた消火栓更新工事について一部資機材の年内調達が困難なために、次年度施工に変更することによるものです。

2項営業外収益5目他会計補助金で500万円を増額。水道料金収入の減少と電気料高騰に係る動力費の増加などで収支不足が見込まれるために一般会計からの補助金でございます。

次に、収益的支出。

1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費で292万6,000円を増額。電気料金高騰に係る動力費の増によるものです。

2目配水及び給水費で192万5,000円の減額。工事請負費に係る消火栓更新工事費の減によるものです。

3目総係費で60万1,000円の減額。令和4年10月より稼働を予定していた上下水道料金システム更新が令和5年度に変更になったことによるものです。

4項1目予備費の100万円の増額は、財源調整でございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第68号令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第69号から議案第75号まで一括上程、説明、委員会付託

○議長（大西 智君） 日程第15、議案第69号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算から議案第75号令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算までを一括して議題といたします。提案理由の説明を一括して求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案第69号から議案第75号までを一括してご提案させていただきます。

議案書は49ページになります。

議案第69号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算でございます。

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億900万円と定めるものです。

第2条、地方債を定めるもので、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を「第2表 地方債」によるとしております。内容は、事項別明細の中でご説明いたします。

第3条は一時借入金で、借入れの最高限度額を15億円と定めるものでございます。

続きまして、58ページ。

議案第70号令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億3,955万6,000円と定めるものです。

第2条、一時借入金で、借入れの最高限度額を4億円と定めるものでございます。

続きまして、61ページ。

議案第71号令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億9,383万5,000円と定めるものです。

続きまして、64ページ。

議案第72号令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,130万4,000円と定めるものです。

続きまして、67ページ。

議案第73号令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算でございます。

第2条で、業務の予定量を定めております。

給水個数が3,660戸。年間総給水量が94万3,900立方メートル。1日の平均給水量は2,580立方メートルでございます。主要な建設改良事業として、配水管布設替工事430メートル及

び浄水場施設整備の一式を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出です。

収益的収入及び支出の予定額は、収入、支出とも2億9,636万円としております。

第4条、資本的収入及び支出です。

68ページ、収入でございます。

資本的収入が1億2,015万7,000円、支出は2億42万5,000円を見込んでおります。この収支が不足する分につきましては、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとしております。

第5条、企業債です。

起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次に定めるとしております。内容は、事項別明細でご説明をいたします。

第6条、一時借入金で、限度額を5,000万円と定めるものです。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を次の2項とすることを定めております。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めております。

職員給与費で1,821万8,000円でございます。

ページをめくっていただきまして、69ページになります。

第9条は、他会計からの補助金で、一般会計からの補助金を受ける金額を3,700万円とするものです。

第10条、たな卸資産の購入限度額を1,166万3,000円と定めるものです。

続きまして、70ページ。

議案第74号令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算でございます。

第2条、業務の予定量を定めております。

給水戸数が760戸、年間総給水量が21万8,300立方メートル。1日の平均給水量は590立方メートルでございます。主要な建設改良事業として、簡易水道施設整備一式を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出です。

収益的収入及び支出の予定額は、収入、支出とも8,680万円としております。

第4条、資本的収入及び支出です。

71ページ、収入でございます。

資本的収入が4,041万2,000円、支出は6,049万3,000円を見込んでおります。この収支が支出に不足する分につきましては、引継金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第4条の2、特例的収入及び支出で、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払額の金額をそれぞれ407万1,000円及び40万9,000円に定めるものです。

第5条、企業債として、起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めるものとしております。内容は、事項別明細の中でご説明いたします。

第6条、一時借入金で、限度額を5,000万円と定めるものです。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を次の2項とすることを定めております。
72ページ。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めております。

職員給与費1,223万7,000円でございます。

第9条は、他会計からの補助金で、一般会計から補助を受ける金額を4,500万円とするものです。

第10条、たな卸資産の購入限度額を260万8,000円と定めるものです。

次に、73ページ。

議案第75号令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算でございます。

第2条、業務の予定量を定めております。接続戸数が3,572戸、年間処理水量が128万218立方メートル。1日の平均処理量は3,507立方メートルです。主要な建設改良事業として、虻田下水終末処理場外改築更新工事一式を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出です。

収益的収入及び支出の予定額は、収入、支出とも5億8,803万9,000円としております。

第4条、資本的収入及び支出です。

74ページ、収入でございます。

資本的収入が5億6,240万4,000円、支出は6億6,217万2,000円を見込んでおります。この収支が不足する部分につきましては、引継金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第4条の2、特例的収入及び支出で、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払額の金額をそれぞれ2,080万6,000円及び440万8,000円と定めるものです。

第5条、債務負担行為は、終末処理場他機械電気設備更新事業について期間及び限度額を次のとおり定めるとしております。

第6条、企業債として、起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めるとしております。内容は、事項別明細の中でご説明いたします。

75ページになります。

第7条、一時借入金で、限度額を5,000万円とするものです。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を次の各2号とすることを定めております。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めております。

職員給与費4,323万1,000円でございます。

第10条は、他会計からの補助金で、一般会計から補助金を受ける金額を3億5,471万1,000円とするものです。

最後に、予算書附属説明資料というのがお手元にあるかと思えます。

令和5年度の各会計予算の概要について簡単に説明をいたします。お手元の予算附属説明資料の1ページをご覧ください。

各会計予算総括表をご覧ください。

一般会計、特別会計、企業会計を含めた全会計の予算総額は122億1,798万4,000円で、前年比11.6%の増となっております。主な要因は、令和4年度の当初予算は町長選挙が行われたために、政策的な事業は選挙後の肉づけ予算とする骨格予算として編成したこと。また、燃料費の高騰により公共施設の電気料が昨年度を大幅に上回ることとなったことが要因となっております。

次に、2ページ目をご覧くださいと思います。一般会計歳入予算の款項別集計表をご覧ください。主なものについてのみ概要を説明します。

町税は、町民税、法人税、町たばこ税が前年度決算見込みにより増。入湯税はインバウンドの回復を見込み、町税全体で前年度比7,842万円、7.3%の増で計上。地方交付税は、国の地方財政計画による一般財源総額の伸び率や昨年度の交付実績等を勘案し、前年度比1億円、2.9%の増の35億円を計上。国庫支出金は、主に新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金、町営住宅長寿命化改修に係る社会資本整備総合交付金の減によりまして6.8%の減、4億815万6,000円を計上。道支出金は、財田自然公園観察道整備に係る自然公園等整備事業補助金などの増によりまして、1.7%増の3億3,364万8,000円を計上。寄附金は、ふるさと納税寄附金の増額を見込み、15.3%増の2億3,875万円を計上。繰入金は、収支不足を補うために財政調整基金2億2,000万円、合併地域振興基金1,220万円、公共施設等整備基金8,330万円、みんなの基金5,150万円等を見込み、3億8,845万円を計上しました。最後に、町債は、高校生通学費等助成、洞爺地区廃屋施設解体（実施設計）、雪寒機械更新等の新規事業のほか本庁舎の長寿命化、西いぶり広域連合への中間処理施設建設事業負担金などの新規事業で、94%増の9億8,630万円を計上しております。

次に、3ページの予算款別性質別の集計表をご覧ください。

1款人件費、5款扶助費、9款公債費の義務的経費が前年度比で1.7%の減。6款普通建設事業は、前年度比2億901万1,000円、81.5%増の4億6,533万円を計上しました。

4ページ、款別節別集計表、また、14ページ以降の一般会計歳出概要説明書では、今回から事業概要のほか、変更点や主な増減理由などを詳細に記載しております。

主な事業としては、子育て支援の充実については、妊婦・出産から子育てまでの親の経済的負担を軽減し、子どもを安心して産み育てられる環境整備の充実を図ることを目的に、出産祝い金や医療費無料の高校生までの拡大、保育所保育料の完全無料化、高校生通学費等の助成などを計上しました。

また、移住・定住、空き家対策として、住まいる中古住宅取得支援事業補助金を新たに創設、住宅取得に係る支援を図ります。

さらに、水産雑物一時堆積場の整備補助金、三豊霊園合葬墓の設置、コンサドーレ札幌との包括連携協定によるふるさと納税のPRを含めた洞爺観光の推進のための新規事業を計上しております。

続きまして、7ページの特別会計予算別集計表をご覧ください。

前年度増減の主な要因についてのみ説明します。

国民健康保険特別会計、前年度比5,204万円の減額、4.0%の減、保険給付費の減が主な要因です。8ページになります。介護保険特別会計は、前年度比737万4,000円の減、0.6%の減、電算システム改修費、特定入所者介護サービス等の保険給付費の減が主な要因です。後期高齢者医療特別会計は、前年度比1,004万3,000円、5.9%の増、後期高齢者医療広域連合納付金の増が主な要因です。

9ページ、公営企業会計予算書になります。

水道事業会計は、収益的収支が、前年度比3,754万7,000円、14.5%の増、施設等の改修、電気料値上げに伴う動力費及び検満メーター更新に伴う工事費等の増が主な要因です。資本的収支は、前年度比3,730万円の減、15.7%の減です。建設改良費の減が主な要因です。

12ページになります。

簡易水道事業会計は、収益的収支が前年度比4,750万2,000円の120.9%の増、令和5年度から公営企業会計に移行したため、新たに減価償却費が追加されたことにより大幅な増になっております。そのほか、職員1名の増による人件費の増、電気料の値上げに伴う動力費の増が主な要因です。資本的収支は、対前年比3,994万5,000円の減、39.8%の減です。建設改良事業、企業債、元金償還の減が主な理由です。

最後に13ページ。

公共下水道事業会計は、収益的収支が前年度比3億960万1,000円、111.2%の増です。こちらも令和5年度から公営企業会計に移行したため、新たに減価償却費が追加されたことにより大幅な増になったものです。また、下水道終末処理場管理業務に係る委託料の増、電気料値上げに伴う動力費の増が主な要因です。資本的収支は、対前年比2億6,684万1,000円、67.5%の増、建築改良費の増が主な要因です。

なお、予算の詳細につきましては、この後、設置が予定されております予算審査特別委員会においてご説明をさせていただきたいと思っております。

以上、令和5年度各会計予算案を一括してご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りいたします。

本案については、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案の各会計予算については、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、正副委員長の選出のため、暫時休憩いたします。

特別委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

（午後 5時27分）

○議長（大西 智君） それでは、休憩前に戻し、再開をいたします。

（午後 5時35分）

○議長（大西 智君） ただいま予算審査特別委員会が開催され、正副委員長が決定しましたので、ご報告を申し上げます。

予算審査特別委員会委員長には板垣議員、副委員長には石川議員が選出されました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 5時35分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員